

官報

号外
平成二十五年三月二十八日

○国 第百八十三回 衆議院会議録 第十三号

平成二十五年三月二十八日(木曜日)

議事日程 第十号

平成二十五年三月二十八日

午後三時開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件

検査官任命につき同意を求めるの件

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構監事任命につき同意を求めるの件

の件

預金保険機構監事任命につき同意を求めるの件

平成二十五年三月二十八日 衆議院会議録第十三号

人事官任命につき同意を求めるの件等十件

午後三時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

人事官任命につき同意を求めるの件

検査官任命につき同意を求めるの件

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構監事任命につき同意を求めるの件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公認会計士・監査審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

電気通信紛争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

検査官

人事官

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構監事任命につき同意を求めるの件

の件

預金保険機構監事任命につき同意を求めるの件

の件

の件

の件

の件

情報公開・個人情報保護審査会委員

公益認定等委員会委員

預金保険機構監事

公認会計士・監査審査会会長及び同委員

電気通信紛争処理委員会委員

中央更生保護審査会委員

及び

公害健康被害補償不服審査会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

人事官に上林智恵子君を、

検査官に武田紀代恵君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員

に山鋪弥一郎君、大塚成男君及び中西敬子君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に大野市太郎君、遠藤みどり君、池田綾子君、伊達規子君、

加々美光子君、下井康史君及び中川丈久君を、

公益認定等委員会委員に山下徹君、小森幹夫君、

双木小百合君、門野泉君、北地達明君及び堀裕君を、

の件

の件

の件

の件

預金保険機構監事に町田恵美君を、
公認会計士・監査審査会会長に千代田邦夫君を、

同委員に廣本敏郎君、佐藤淑子君、櫻井久勝

君、木村明子君、水口啓子君及び淵田康之君を、

電気通信紛争処理委員会委員に荒川薫君を、

中央更生保護審査会委員に松浪克文君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉恵子君

を

任命することについて、申し出のとおり同意を与
えることに異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも申し出のとおり同意を与えるこ
とに決まりました。

次に、

情報公開・個人情報保護審査会委員に岡島敦子

君及び池田陽子君を、

公認会計士・監査審査会委員に市川育義君、坂

本道美君及び八木和則君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、いずれ

も同意を与えることに決まりました。

次に、

公益認定等委員会委員に時枝孝子君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与

えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、同意を

与えることに決まりました。

〔本号末尾に掲載〕

○越智隆雄君 議事日程追加の緊急動議を提出い

たします。

平成二十五年一般会計暫定予算、平成二十五

年度特別会計暫定予算、平成二十五年政府関係

機関暫定予算、右三案を一括議題とし、委員長の

報告を求め、その審議を進められることを望みま

す。

○議長(伊吹文明君) 越智隆雄君の動議に御異議

はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第一に先立ち追加をされました。

平成二十五年一般会計暫定予算

平成二十五年特別会計暫定予算

平成二十五年政府関係機関暫定予算

○議長(伊吹文明君) 平成二十五年一般会計暫

定予算、平成二十五年特別会計暫定予算、平成

二十五年政府関係機関暫定予算、右三案を一括

して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長山本有二

君。

平成二十五年一般会計暫定予算及び同報告書

平成二十五年特別会計暫定予算及び同報告書

平成二十五年政府関係機関暫定予算及び同報

告書

〔本号末尾に掲載〕

○山本有二君 ただいま議題となりました平成二

十五年一般会計暫定予算外二案につきまして、

予算委員会における審査の経過及び結果を御報告

申し上げます。

まず、暫定予算の概要について申し上げます。

この暫定予算三案は、四月一日から五月二十日

までの期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の歳出総額は十三兆千八百八

億円であり、暫定予算期間中における人件費、事

務費等の経常的経費、年金医療介護保険給付費、

地方交付税交付金等、その他補助金などについ

て、行政運営上必要最小限の経費を計上いたして

おります。

なお、新規の施策に係る経費につきましては、

期間中特に措置する必要があるものを除き、計上

いたしておりません。

また、公共事業関係費につきましては、平成二

十五年度予算額のおおむね十分の三を目途として

計上するなどいたしてあります。

歳入総額は二兆四千九十二億円であり、暫定

予算期間中の税収及びその他収入の収入見込み額

を計上するほか、公債金について、歳出に計上す

る公共事業等の公債発行対象経費の額に見合う建

設公債による収入見込み額を計上いたしてありま

す。

以上の結果、十兆七千六百十六億円の歳出超過

となりますが、国庫の資金繰りについては、必要

に応じて財務省証券を発行できることといたして

おります。

特別会計及び政府関係機関につきまして、一

般会計に準じて暫定予算が編成されております。

この暫定予算三案は、昨日予算委員会に付託さ

れ、本日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴

取した後、質疑を行い、採決の結果、いずれも賛

成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決

しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、三案を一括して

採決をいたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決でありま

す。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、三案と

も委員長報告のとおり可決をいたしました。

(拍手)

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) それでは、日程第一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長保岡興治君。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(保岡興治君登壇)

○保岡興治君 たいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであります。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、二十一日に新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第二、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長石田真敏君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(石田真敏君登壇)

○石田真敏君 たいま議題となりました法律案

につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少しようとするものであります。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、同日谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日に質疑を行い、同日質疑を終局し、二十六日採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十七分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 安倍 晋三君
- 財務大臣 麻生 太郎君
- 国務大臣 新藤 義孝君
- 総務大臣 谷垣 禎一君
- 法務大臣 岸田 文雄君
- 外務大臣 下村 博文君
- 文部科学大臣 田村 憲久君
- 厚生労働大臣 林 芳正君
- 農林水産大臣 茂木 敏充君
- 経済産業大臣 太田 昭宏君
- 国土交通大臣 石原 伸晃君
- 環境大臣 小野寺 五典君
- 防衛大臣 甘利 明君
- 国務大臣 稲田 朋美君
- 国務大臣 菅 義偉君
- 国務大臣 根本 匠君
- 国務大臣 古屋 圭司君
- 国務大臣 森 まさこ君
- 国務大臣 山本 一太君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る二十二日、本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理会委員

神崎 浩昭君 原 邦明君

中野 寛成君 和田 洋子君

長谷雄幸久君

同 予備委員

元宿 仁君 久米 晃君

尾崎 智子君 早川 忠孝君

橋本 文彦君

(通知書受領及び通知)

一、去る二十五日、平田参議院議長から伊吹議長宛て、参議院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理会委員

神崎 浩昭君 原 邦明君

中野 寛成君 和田 洋子君

長谷雄幸久君

同 予備委員

元宿 仁君 久米 晃君

尾崎 智子君 早川 忠孝君

橋本 文彦君

また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

(報告書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領した。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

一、昨二十七日、人事院総裁原恒雄君から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十四年官民人事交流に関する年次報告

(要求書受領)

一、去る二十六日、内閣から、人事官に上林千恵子君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、検査官に武田紀代恵君を任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に山浦弥一郎君、大塚成男君及び中西敏子君を任命したいので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に大野市太郎君、岡島敦子君、遠藤みどり君、池田綾子君、池田陽子君、伊達規子君、加々美光子君、下井康史君及び中川丈久君を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、公益認定等委員会に山下徹君、小森幹夫君、双木小百合君、時枝孝子君、門野泉君、北地達明君及び堀裕君を任命したいので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、預金保険機構監事に町田恵美君を任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、公認会計士・監査審査会会長に千代田邦夫君を、同委員に廣本敏郎君、市川育義君、佐藤淑子君、坂本道美君、櫻井久勝君、木村明子君、水口啓子君、淵田康之君及び八木和則君を任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、電気通信紛争処理委員会委員に荒川薫君を任命したいので、電気

通信事業法第四百七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、中央更生保護審査会委員に松浪克文君を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、日本銀行総裁に黒田東彦君を任命したいので、日本銀行法第二十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十六日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉恵子君を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第一百零三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

小田原 潔君 門山 宏哲君

末吉 光徳君 桜井 宏君

門山 宏哲君 青山 周平君

桜井 宏君 小松 裕君

青山 周平君 木内 均君

木内 均君 小田原 潔君

小松 裕君 末吉 光徳君

外務委員

辞任

玄葉光一郎君
玉城テニ一君
村上 史好君
大串 博志君

補欠

辞任

安藤 裕君
伊東 良孝君
小林 鷹之君
岡本 三成君
高木 宏壽君
岩田 和親君
豊田真由子君
奥水 恵一君

補欠

岩田 和親君
高木 宏壽君
豊田真由子君
奥水 恵一君
伊東 良孝君
安藤 裕君
小林 鷹之君
岡本 三成君

厚生労働委員

辞任

村井 英樹君
古川 元久君
福山 守君
中根 康浩君
中根 康浩君
古川 元久君

補欠

福山 守君
中根 康浩君
村井 英樹君
古川 元久君

経済産業委員

辞任

平 将明君
枝野 幸男君

補欠

菅家 一郎君
小川 淳也君

環境委員

辞任

福田 達夫君
細田 健一君
大野敬太郎君
菅家 一郎君
熊田 裕通君
小川 淳也君

補欠

辞任

赤枝 恒雄君
穴見 陽一君
井野 俊郎君
石川 昭政君
武井 俊輔君
青山 周平君
大西 英男君
赤枝 恒雄君
石川 昭政君
橋本 英教君

補欠

大西 英男君
武井 俊輔君
青山 周平君
國場幸之助君
橋本 英教君
井野 俊郎君
赤枝 恒雄君
石川 昭政君
穴見 陽一君

議院運営委員

辞任

菊田真紀子君
山内 康一君
佐々木憲昭君
玉木雄一郎君
佐藤 正夫君
榎田 恵二君

補欠

玉木雄一郎君
佐藤 正夫君
榎田 恵二君
菊田真紀子君
山内 康一君
佐々木憲昭君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

神田 憲次君
小泉進次郎君
今野 智博君
鈴木 憲和君
中村 裕之君

補欠

中村 裕之君
今野 智博君
鈴木 憲和君
小泉進次郎君
神田 憲次君

環境委員

辞任

阪口 直人君
中丸 啓君
杉田 水脈君
中丸 啓君
阪口 直人君

補欠

中丸 啓君
杉田 水脈君
阪口 直人君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

津村 啓介君
鷲尾英一郎君
大西 健介君
大西 健介君
津村 啓介君

補欠

鷲尾英一郎君
大西 健介君
津村 啓介君

文部科学委員

辞任

池田 佳隆君
工藤 彰三君
熊田 裕通君

補欠

前田 一男君
島田 佳和君
藤井比早之君

特別委員

辞任

新開 裕司君
島田 佳和君
岩田 和親君
根本 幸典君
藤井比早之君
前田 一男君

補欠

岩田 和親君
根本 幸典君
新開 裕司君
工藤 彰三君
熊田 裕通君
池田 佳隆君

経済産業委員

辞任

越智 隆雄君
馬淵 澄夫君
赤枝 恒雄君
後藤 斎君

補欠

赤枝 恒雄君
後藤 斎君
越智 隆雄君
馬淵 澄夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

大塚 拓君
藤井比早之君
山井 和則君
佐々木憲昭君
大岡 敏孝君
堀井 学君

補欠

堀井 学君
大岡 敏孝君
辻元 清美君
赤嶺 政賢君
藤井比早之君
大塚 拓君

辻元 清美君
赤嶺 政賢君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

石川 昭政君	新谷 正義君
佐々木 紀君	白須賀貴樹君
中川 俊直君	武部 新君
白須賀貴樹君	佐々木 紀君
新谷 正義君	石川 昭政君
武部 新君	中川 俊直君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

補欠

伊藤 忠彦君	武部 新君
泉原 保二君	藤井比早之君
笹川 博義君	勝沼 栄明君
二階 俊博君	門 博文君
吉川 越君	武井 俊輔君
近藤 洋介君	田嶋 要君
三日月大造君	古本伸一郎君
勝沼 栄明君	笹川 博義君
門 博文君	二階 俊博君
武井 俊輔君	吉川 越君
武部 新君	伊藤 忠彦君
藤井比早之君	泉原 保二君
田嶋 要君	近藤 洋介君
古本伸一郎君	三日月大造君

(議案提出)

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案
一、昨二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十五年一般会計暫定予算
平成二十五年特別会計暫定予算
平成二十五年政府関係機関暫定予算

(議案受領)

一、去る二十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

刑法等の一部を改正する法律案
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案
(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(内閣提出第三号)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第四号)
内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
地方公共団体情報システム機構法案(内閣提出第七号)

以上四件 内閣委員会 付託

一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

平成二十五年一般会計暫定予算
平成二十五年特別会計暫定予算
平成二十五年政府関係機関暫定予算
以上三件 予算委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案
一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件
予防接種法の一部を改正する法律案
水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案

関税率法等の一部を改正する法律案
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めめるの件

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

辺野古公有水面埋め立てと地方自治法に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
農業者政治連盟との政策協定に関する質問主意書(村岡敏英君提出)

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
在デンバー総領事館における機密漏えい等に関する質問主意書(石川知裕君提出)
特別養子縁組に関する再質問主意書(石川知裕君提出)

平成二十五年一般会計暫定予算
右
国会に提出する。

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成25年度一般会計暫定予算
予算総則

(歳入歳出暫定予算)

第1条 平成25年度歳入歳出暫定予算は、歳入2,419,241,439千円、歳出13,180,835,113千円とし、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、平成25年4月1日から5月20日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第3条 歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入暫定予算明細書」及び各省各庁の「暫定予算予定経費要求書」は、別に添付する。
(公債発行の限度額)

第4条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により公債を発行することができる限度額は、1,550,000,000千円とする。

2 前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの(以下「外貨公債」という。)がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、平成24年11月15日から同年12月14日までの間における実勢相場を平均した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位(10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいう。以下同じ。)により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3 第1項に規定する公債(外貨公債を除く。)の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を同項の限度額(前項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額)に加算した金額を限度額とする。

(公共事業費の範囲)

第5条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項目
内閣府	内閣本府	裁判所施設費
警視庁	警視庁	内閣本府施設費、地域再生推進費、沖繩振興交付金事業推進費、沖繩開発事業費、沖繩農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、沖繩治水事業費、社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖繩道路整備事業費、社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖繩港湾整備事業費、社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖繩空港整備事業費、社会資本整備事業特別会計へ繰入
法務省	法務省本館	沖繩海岸事業調査諸費、沖繩治水事業工事諸費、沖繩道路整備事業工事諸費、沖繩港湾空港整備事業工事諸費、沖繩道路環境整備事業工事諸費、沖繩国営公園事業工事諸費、沖繩農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、沖繩水産基盤整備事業調査諸費
財務省	財務省本館	警察庁施設費
外務省	在外公館施設費	法務省施設費
財務省	公務員宿舍施設費	国立大学法人施設整備費
文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	ハンセン病資料館施設費、水道施設整備費、水道施設整備事業調査諸費、水道施設災害復旧事業費
農林水産省	農林水産本省	国立ハンセン病療養所施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、農業生産基盤保全管理・整備事業費、海岸事業費、農地等保全事業費、農山村地域整備事業費、海岸事業調査諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
農林水産省	地方農政局	海岸事業工事諸費、農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費、治山事業費、森林整備事業費、森林整備事業工事諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費、山林施設災害復旧事業等工事諸費

<p>水産庁</p>	<p>船舶建造費、海岸事業費、水産基盤整備費、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費</p>	<p>基盤安全管理・整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費 船舶建造費、航路標識整備事業工事諸費</p>																	
<p>経済産業省</p>	<p>工業用水道事業費</p>	<p>廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費(環境保全施設整備費補助金に限る。)、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費(水民病総合対策施設整備費補助金に限る。)、環境調査研修所施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、自然公園等事業工事諸費</p>																	
<p>国土交通省</p>	<p>住宅対策諸費(住宅建設事業調査費に限る。)、国営公園等事業費、下水道事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、海岸事業費、鉄道安全対策事業費、港湾事業費、港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、都市再生・地域再生整備事業費、鉄道網整備事業費、道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、社会資本総合整備事業費、離島振興費(小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)、離島振興事業費、北海道開発事業費、官庁官繕費、水資源開発事業調査諸費、急傾斜地崩壊対策等事業調査諸費、海岸事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、北海道農業生産基盤安全管理・整備事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費</p>	<p>第6条 「財政法」第7条第3項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、10,800,000,000千円とする。 (復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲) 第7条 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第4項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="686 1168 1244 2143"> <thead> <tr> <th>主 管 省</th> <th>部</th> <th>款</th> <th>項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財 務 省</td> <td>前年度剰余金受入</td> <td>前年度剰余金受入</td> <td>東日本大震災復興前年度剰余金受入</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第9条第3項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は平成23年度の一一般会計補正予算(第3号)に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。 (損失補償契約等の限度額) 第8条 次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1168 686 2143"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>限 度</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度</td> <td>補償契約金額の合計額</td> <td>千円 528,000,000</td> </tr> <tr> <td>「農業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度</td> <td>平成25年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額</td> <td>4,607</td> </tr> </tbody> </table>	主 管 省	部	款	項	財 務 省	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	東日本大震災復興前年度剰余金受入	区 分	限 度	額	「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額	千円 528,000,000	「農業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	平成25年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額	4,607
主 管 省	部	款	項																
財 務 省	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	東日本大震災復興前年度剰余金受入																
区 分	限 度	額																	
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額	千円 528,000,000																	
「農業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	平成25年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額	4,607																	
<p>地方整備局</p>	<p>北海道開発局</p>	<p>国営公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費、北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産</p>																	

「農業改良資金金融通法」第9条第3項の規定による金額の限度	平成25年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額	53,843
「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	平成25年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額	424,922
「漁業近代化資金金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	平成25年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額	6,478
「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」第7条の規定による金額の限度	特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額	7,027,628,905

（債務保証契約の限度額）

第9条 次の表の左欄に掲げる法人が負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債 務	根 拠 規 定	金 額 の 限 度
1 預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務 (1) 「預金保険法」に係る業務(2)に掲げるものを除く。(2)に関するもの (2) 危機対応業務に関するもの (3) 金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4) 金融機能強化業務に関するもの	「預金保険法」 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額2,700,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額2,400,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額400,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額1,700,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
2 銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構	「銀行等の株式等の保有の	額面総額及び元本金額の合計額

債券及び借入金に係る債務	制限等に関する法律」第51条	2,800,000,000千円並びにその利息に相当する金額
3 全国健康保険協会借入金に係る債務	「健康保険法」	元本金額570,000,000千円及びその利息に相当する金額
4 株式会社地域経済活性化支援機構社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」第44条	額面総額及び元本金額の合計額140,000,000千円並びにその利息に相当する金額
5 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構社債及び借入金に係る債務	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額68,500,000千円並びにその利息に相当する金額
6 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額960,300,000千円並びにその利息に相当する金額
7 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額410,000,000千円並びにその利息に相当する金額
8 「保険業法」第265条の9第2項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第2項第1号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の2	元本金額64,400,000千円及びその利息に相当する金額

<p>9 株式会社産業革新機構 社債及び借入金に係る債務</p>	<p>「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第30条の31の2</p>	<p>額面総額及び元本金額の合計額252,000,000千円並びにその利息に相当する金額</p>
<p>10 社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務 (1) 退職者医療関係業務に関するもの (2) 介護保険関係業務に関するもの (3) 高齢者医療制度関係業務(4)に掲げるものを除く。)に関するもの (4) 高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの</p>	<p>「国民健康保険法」 「介護保険法」 「高齢者の医療の確保に関する法律」 同 法</p>	<p>(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額130,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額210,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額280,000,000千円並びに(4)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額490,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額</p>
<p>11 地方公共団体金融機構 地方公共団体金融機構債 券に係る債務</p>	<p>「地方公共団体金融機構法」 附則第16条第1項</p>	<p>額面総額200,000,000千円及びその利息に相当する金額</p>

2 前項第1号、第2号、第4号から第7号までの各号、第9号から第11号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を定めるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。)をこれらの各号に定める限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(予算の移替等)
第10条 行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出暫定予算」における主管、所管及び組織の区分によることのできない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第11条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれ右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができ。

所 管	組 織	項
内 閣 府	内 閣 本 府	地域再生推進費、沖縄振興交付金事業推進費、沖縄開発事業費、沖縄農業生産基金盤安全管理・整備事業調査諸費
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	科学技術・学術政策推進費、南極地域観測事業費
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道農業生産基金盤安全管理・整備事業調査諸費
環 境 省	環 境 本 省 原子力規制委員会	環境研究総合推進費、地球環境保全等試験研究費 放射能調査研究費

(予算の移用)
第12条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、次の表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

1 暫定予算予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2 暫定予算予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

甲号 歳入歳出暫定予算

歳 入

主 管 会 社	部 收 入	款 收 入	項 目	金 額 (千円)
国 会 裁 判 所	雑 收 入	国 有 財 産 利 用 收 入	国 有 財 産 貸 付 收 入	607,607
			国 有 財 産 貸 付 收 入	601,806
			国 有 財 産 貸 付 收 入	601,806
			及 返 納 收 入	5,801
			及 壳 収 入	1,852
			雜 物 品 収 入	3,457
			雜 物 品 収 入	492
			国 有 財 産 貸 付 收 入	5,085,308
			国 有 財 産 使 用 收 入	159,066
			国 有 財 産 使 用 收 入	156,890
会 計 檢 査 院	雑 收 入	国 有 財 産 利 用 收 入	許 可 及 手 数 料	4,926,242
			懲 罰 及 没 收 金	285,963
			及 及 及 収 納 金	15,786
			及 及 及 収 納 金	15,822
			及 及 及 収 納 金	2,084
			及 及 及 収 納 金	4,606,587
			及 及 及 収 納 金	3,335
			及 及 及 収 納 金	3,194
			及 及 及 収 納 金	3,194
			及 及 及 収 納 金	141
内 閣	雑 收 入	国 有 財 産 利 用 收 入	及 及 及 収 納 金	21,359
			及 及 及 収 納 金	20,969

報 (号 外)

内閣府	官業益金及官業収入	諸収入	国有財産貸付収入	20,969
	雑収入	雑収入	雑収入	390
		官業収入	病院収入	6,430
		国有財産利用収入		6,430
		納付金	国有財産貸付収入	244,353
		諸収入	雑納付金	168,009
			弁償及返納物品完払雑計	7,365
				68,979
				45,760
				12,871
				10,348
				250,783
総務省	雑収入	国有財産利用収入	国有財産貸付収入	10,502,123
		諸収入	電波利用料収入	5,729
			雑	5,729
				10,496,394
				10,378,263
				118,131
				12,376,594
法務省	雑収入	国有財産利用収入	国有財産貸付収入	98,258
		諸収入	許可手数料	98,258
				12,278,336
				5,126,845

官 報 (号 外)

外 務 省	雑 收 入	国 有 財 産 利 用 收 入	懲 罰 及 没 収 金 入
			6,298,050
			144,185
			6,916
			553,783
			148,557
			51,573
			51,522
			51,522
			51
			51
			745,000,000
			646,000,000
			541,000,000
			19,000,000
			9,000,000
			23,000,000
			53,000,000
			1,000,000
			99,000,000
			99,000,000
			18,939,239
			9,034,879
			8,939,823
			95,056
			9,904,360
			244,136
			21,528
財 務 省	租 税 及 印 紙 收 入	租 税 入	所 得 税 入
			541,000,000
			19,000,000
			9,000,000
			23,000,000
			53,000,000
			1,000,000
			99,000,000
			99,000,000
			18,939,239
			9,034,879
			8,939,823
			95,056
			9,904,360
			244,136
			21,528
外 務 省	雑 收 入	国 有 財 産 利 用 收 入	懲 罰 及 没 収 金 入
			6,298,050
			144,185
			6,916
			553,783
			148,557
			51,573
			51,522
			51,522
			51
			51
			745,000,000
			646,000,000
			541,000,000
			19,000,000
			9,000,000
			23,000,000
			53,000,000
			1,000,000
			99,000,000
			99,000,000
			18,939,239
			9,034,879
			8,939,823
			95,056
			9,904,360
			244,136
			21,528

官 報 (号 外)

厚生労働省	官業益金及官業収入	官業収入	官業収入	病院診所収入	13,873,543	224,754
文部科学省	雑収入	国有財産利用収入	国有財産貸付収入 国有財産使用収入 許可及手返料 雑品売払収入	雑品売払収入 病院診所収入	3,028,396 132,728 132,072 656	
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入 東日本大震災復興前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	441,354 246,589 194,765	
	公債	公債	公債	公債	1,550,000,000 1,550,000,000	
	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	9,449,677	
	計	計	計	計	2,314,380,593 4,076,079 128,292 126,493 1,799 3,947,787 12,348 905,851 1,192 3,028,396 132,728 132,072 656	

官 報 (号 外)

農 林 水 産 省	官 業 益 金 及 官 業 收 入	官 業 收 入	國 有 財 産 貸 付 收 入	224,754
	政 府 資 産 整 理 收 入	國 有 財 産 處 分 收 入	授 業 料 及 入 学 檢 定 料 許 可 及 手 数 料 受 託 調 査 試 験 及 役 務 收 入 弁 償 及 返 納 收 入 物 品 売 払 收 入 雜	13,648,789 31,607 106 2,820 13,141,036 283,223 189,997
	雜 收 入	國 有 財 産 利 用 收 入	計	14,006,271
		國 有 財 産 處 分 收 入	國 有 林 野 事 業 收 入	4,110,812
		國 有 財 産 利 用 收 入	國 有 財 産 売 払 收 入	4,110,812
		國 有 財 産 利 用 收 入	國 有 財 産 貸 付 收 入	15,135
		國 有 財 産 利 用 收 入	國 有 財 産 使 用 收 入	15,135
		國 有 財 産 利 用 收 入	利 子 收 入	427,746,390
		國 有 財 産 利 用 收 入	日 本 中 央 競 馬 會 納 付 金	191,351
		國 有 財 産 利 用 收 入	許 可 罰 債 品	189,523
		國 有 財 産 利 用 收 入	計	145
		國 有 財 産 利 用 收 入	及 及 手 数 收 納 收 入	1,683
		國 有 財 産 利 用 收 入	及 及 手 数 收 納 收 入	35,223,463
		國 有 財 産 利 用 收 入	及 及 手 数 收 納 收 入	35,223,463
		國 有 財 産 利 用 收 入	及 及 手 数 收 納 收 入	7,331,576
		國 有 財 産 利 用 收 入	及 及 手 数 收 納 收 入	382
		國 有 財 産 利 用 收 入	及 及 手 数 收 納 收 入	8,544
		國 有 財 産 利 用 收 入	及 及 手 数 收 納 收 入	7,290,207
		國 有 財 産 利 用 收 入	及 及 手 数 收 納 收 入	5,098

經濟産業省	政府資産整理収入	回収金等収入	雑収入	計
	雑収入	国有財産利用収入	特別会計整理収入	27,345
		納付金	国有財産貸付収入	46,872,337
		諸収入	特定アルコール譲渡者納付金	24
			許可及手戻納料	24
			弁償及返納金	5,318
			物品売払収入	1,349,388
			雑収入	24
			計	1,171,183
				1,171,183
				172,887
				2,468
				142,243
				2,544
				25,632
				1,349,412
国土交通省	政府資産整理収入	国有財産処分収入	国有財産売払収入	497,079
	雑収入	国有財産利用収入	国有財産貸付収入	1,533,780
		納付金	国有財産使用収入	450,034
		諸収入	特定タンカー所有者納付金	193,756
			計	256,278
				147,370
				147,370
				936,376
				2,165

官 報 (号 外)

環 境 省	入	入	入	料 金 入	4,350	
	入	入	入	許 懲 及 物 品 雜 計	3,112	
防 衛 省	入	入	入	手 沒 返 納 收 入	842,479	
	入	入	入	數 收 納 收 入	20,685	
	入	入	入	金 入	63,585	
	入	入	入	國 有 財 產 利 用 收 入	2,030,859	
	入	入	入	國 有 財 產 貸 付 收 入	592,097	
	入	入	入	國 有 財 產 使 用 收 入	147,552	
	入	入	入	國 有 財 產 使 用 收 入	72,946	
	入	入	入	國 有 財 產 使 用 收 入	74,606	
	入	入	入	國 有 財 產 使 用 收 入	444,545	
	入	入	入	弁 償 及 返 納 金 入	442,265	
	入	入	入	雜 院 收 入	2,280	
	入	入	入	病 院 收 入	2,186,118	
入	入	入	國 有 財 產 貸 付 收 入	2,186,118		
入	入	入	國 有 財 產 貸 付 收 入	4,848,991		
入	入	入	國 有 財 產 利 用 收 入	2,043,484		
入	入	入	國 有 財 產 利 用 收 入	2,043,361		
入	入	入	利 子 收 入	123		
入	入	入	授 業 料 及 入 學 檢 定 料	2,805,507		
入	入	入	弁 償 及 返 納 金 入	1,711		
入	入	入	物 品 雜 計	1,984,592		
入	入	入	物 品 雜 計	118,433		
入	入	入	物 品 雜 計	700,771		
入	入	入	物 品 雜 計	7,035,109		
入	入	入	計	2,419,241,439		

歳 出		組	織	項	金	額(千円)
所	管					
皇	室	内	廷	費		45,360
		宮	延	費		567,971
		皇	族	費		36,509
			計			649,840
国	衆	衆	議	院		7,384,266
	議	議	院	費		980
			計			7,385,246
	参	参	議	院		4,439,706
	議	議	院	費		700
			計			4,440,406
	国	国	立	国	立	2,328,814
			立	国	立	15,487
			国	立	国	2,344,301
			立	国	立	14,198
			立	国	立	12,737
			立	国	立	14,196,888
			立	国	立	9,301,177
			立	国	立	23,675,486
			立	国	立	46,498
			立	国	立	2,655,442
			立	国	立	2,751,076
			立	国	立	1,120
			立	国	立	38,430,799

経済社会総合研究所	257,941
迎賓施設運営費	112,857
沖繩農業生産基盤保全管理・ 整備事業調査諸費	7,724
沖繩治水事業費社会資本整備 事業特別会計へ繰入	1,167,578
沖繩道路整備事業費社会資本 整備事業特別会計へ繰入	9,835,646
沖繩港湾整備事業費社会資本 整備事業特別会計へ繰入	4,131,098
沖繩空港整備事業費社会資本 整備事業特別会計へ繰入	730,632
航空燃料税財源沖繩空港整備 事業費社会資本整備事業特 別会計へ繰入	44,000
計	56,093,465
北方対策本部	28,110
国際平和協力本部	65,597
日本学術会議	115,851
官民人材交流センター	24,058
沖繩総合事務局	631,402
沖繩海岸事業調査諸費	213
沖繩治水事業工事諸費	103,422
沖繩道路整備事業工事諸費	171,494
沖繩港湾空港整備事業工事諸 費	110,270
沖繩道路環境整備事業工事諸 費	17,860
沖繩国営公園事業工事諸費	24,140
沖繩農業生産基盤保全管理・ 整備事業等工事諸費	96,970

沖繩水産基礎整備事業調査諸費	庁	宮内庁	宮内庁	541
計	庁	宮内庁	宮内庁	1,156,312
宮内庁委員通費	庁	宮内庁	宮内庁	1,281,284
警察施設費	庁	警察施設	警察施設	1,053,431
警察生活安全警察費	庁	警察生活安全警察	警察生活安全警察	10,555,451
刑事事件警察費	庁	刑事事件警察	刑事事件警察	2,170,500
組織犯罪対策費	庁	組織犯罪対策	組織犯罪対策	9,520
交通通警察費	庁	交通通警察	交通通警察	82,362
皇宮警察本部費	庁	皇宮警察本部	皇宮警察本部	8,791
犯罪被害給付費	庁	犯罪被害給付	犯罪被害給付	17,467
情報技術犯罪対策費	庁	情報技術犯罪対策	情報技術犯罪対策	1,347,276
科学警察研究所費	庁	科学警察研究所	科学警察研究所	913,966
警察活動基礎整備費	庁	警察活動基礎整備	警察活動基礎整備	243,816
計	庁	警察活動基礎整備	警察活動基礎整備	27,172
金融庁共通策費	庁	金融庁共通策	金融庁共通策	251,058
計	庁	金融庁共通策	金融庁共通策	9,525,161
消費者庁共通策費	庁	消費者庁共通策	消費者庁共通策	25,152,540
計	庁	消費者庁共通策	消費者庁共通策	2,383,428
消費者庁政策費	庁	消費者庁政策	消費者庁政策	402,357
計	庁	消費者庁政策	消費者庁政策	2,785,785
管内府省所管台計	庁	管内府省所管台計	管内府省所管台計	511,315
事務本管理推進費	庁	事務本管理推進	事務本管理推進	177,894
計	庁	事務本管理推進	事務本管理推進	689,209
総務省	庁	総務省	総務省	88,445,642
計	庁	総務省	総務省	4,845,150
総務省	庁	総務省	総務省	19,496

官 報 (号 外)

行政管理実施費	31,712
行政評価等実施費	30,888
地方行政制度整備費	25,053
地域振興費	90,203
地方財政制度整備費	10,816
地方交付税交付金	3,605,087,273
地方特例交付金	62,761,000
地方税制度整備費	5,097
選挙制度等整備費	222,786
電子政府・電子自治体推進費	1,823,463
情報通信技術研究推進費	601,495
独立行政法人情報通信研究機構運営費	1,501,471
情報通信技術高度活用推進費	387,244
情報通信技術利用環境整備費	611,259
電波利用料財源電波監視等実施費	32,855,332
情報通信国際戦略推進費	212,451
郵政行政推進費	17,732
一般戦災死没者追悼等事業費	43,019
恩給給費	126,006,164
統計調査費	3,267,348
独立行政法人統計センター運営費	903,096
計	3,841,359,548
管区行政評価局共通費	1,682,576
行政評価等実施費	98,433
計	1,781,009

管 区 行 政 評 価 局

管 区 行 政 評 価 局 共 通 費
行 政 評 価 等 実 施 費
計

總 合 通 信 局	總 合 通 信 局 共 通 費 情報通信技術高度利活用等推 進費	985,069
	電波利用料財源電波監視等実 施費	473,363
	計	1,466,128
公 害 等 調 整 委 員 会	公 害 等 調 整 委 員 会 費	63,168
消 防 庁 共 通 費	消 防 庁 共 通 費	276,388
消 防 防 災 体 制 等 整 備 費	消 防 防 災 体 制 等 整 備 費	358,640
	計	635,028
總 務 省 所 管 合 計		3,845,304,881
法 務 省 共 通 費	法 務 省 共 通 費	13,104,093
基 本 法 制 整 備 費	基 本 法 制 整 備 費	17,023
司 法 制 度 改 革 推 進 費	司 法 制 度 改 革 推 進 費	2,555,001
檢 察 企 画 調 整 費	檢 察 企 画 調 整 費	5,755
矯 正 企 画 調 整 費	矯 正 企 画 調 整 費	5,097
更 生 保 護 企 画 調 整 推 進 費	更 生 保 護 企 画 調 整 推 進 費	6,008
債 權 管 理 回 收 業 審 査 監 督 費	債 權 管 理 回 收 業 審 査 監 督 費	1,163
人 権 擁 護 推 進 費	人 権 擁 護 推 進 費	214,533
訟 務 費	訟 務 費	759,271
出 入 国 管 理 企 画 調 整 推 進 費	出 入 国 管 理 企 画 調 整 推 進 費	49,601
法 務 省 施 設 費	法 務 省 施 設 費	929,336
法 務 行 政 情 報 化 推 進 費	法 務 行 政 情 報 化 推 進 費	124,790
	計	17,771,671
法 務 總 合 研 究 所 共 通 費	法 務 總 合 研 究 所 共 通 費	219,150
法 務 調 査 研 究 費	法 務 調 査 研 究 費	4,572
国 際 協 力 推 進 費	国 際 協 力 推 進 費	21,938
	計	245,660

官 報 (号 外)

検 察 庁	検 察 官 署 共 通 費	11,902,148
	検 察 官 署 共 通 費	650,497
	検 査 運 営 費	363,655
	計	12,916,300
矯 正 官 署	矯 正 官 署 共 通 費	18,238,964
	矯 正 管 理 業 務 費	572,890
	矯 正 収 容 費	6,628,634
	矯正施設民間開放推進費	476,642
	計	25,917,130
更 生 保 護 官 署	更 生 保 護 官 署 共 通 費	1,493,179
	更 生 保 護 活 動 費	983,306
	計	2,476,485
法 務 局	法 務 局 共 通 費	8,876,737
	登 記 事 務 處 理 費	6,741,731
	国 籍 等 事 務 處 理 費	232,239
	人 権 擁 護 活 動 費	212,241
	計	16,062,948
地 方 入 国 管 理 官 署	地 方 入 国 管 理 官 署 共 通 費	3,118,189
	出 入 国 管 理 業 務 費	2,137,183
	計	5,255,372
公 安 審 査 委 員 会 庁	公 安 審 査 委 員 会 共 通 費	7,983
	公 安 調 査 庁 共 通 費	1,459,093
	破 壊 的 団 体 等 調 査 費	272,613
	計	1,731,706
法 務 省 所 管 合 計	法 務 省 所 管 合 計	82,385,255
外 務 省 所 管 合 計	外 務 省 所 管 合 計	6,120,802
外 務 省 地 域 別 外 交 費	外 務 省 地 域 別 外 交 費	1,407,298

)

)

分 野 別	外 交 費
広報文化交流及報道対策費	264,557
領事政策費	237,094
領事協力費	1,554,499
獨立行政法人国際協力機構運営費	6,142,869
計	19,231,368
在外公館共通施設費	34,958,487
在外公館施設費	19,315,055
地域別外交費	235,129
分野別外交費	100,134
広報文化交流及報道対策費	10,357
領事政策費	89,366
領事協力費	470,684
計	121,954
外務省所管合計	20,342,679
財務省共通推進費	55,301,166
財政健全化立案費	6,482,656
財政健全化立案費	1,037,791
税制企画立案費	28,957
資産債務管理費	877,772
国債費	163,391,618
公務員宿舍施設費	247,065
貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	2,049,280
関税制度等企画立案費	225,279
経済協力費	110,555
政策金融費	10,017

		国家公務員共済組合連合会等 助成費	10,811,006
		復興事業費等東日本大震災復 興特別会計へ繰入	479,667,701
		予備費	49,000,000
		計	713,939,697
財務局	財務局	財務局共通業務費	4,222,120
財務局	財務局	業務費	1,823,637
	計	計	6,045,757
税関	税関	共通業務費	7,468,428
税関	税関	業務費	4,778,525
	計	計	12,246,953
国税庁	国税庁	共通業務費	67,490,200
国税庁	業務費	費	15,427,139
国税庁	不服審判所	費	574,875
	独立行政法人酒類総合研究所 運営費	費	42,595
	計	計	83,534,809
財務省	財務省	共通業務費	815,767,216
財務省	文部科学省	共通業務費	17,596,140
財務省	生涯学習振興費	費	176,845
	独立行政法人国立科学博物館 運営費	費	199,861
	独立行政法人国立女性教育会 館運営費	費	46,345
	初等中等教育等振興費	費	115,697,978
	独立行政法人国立青少年教育 振興機構運営費	費	631,669
	独立行政法人教員研修セ ンター運営費	費	68,150
文部科学省	文部科学省	計	

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	89,112
義務教育費国庫負担金	194,914,000
高等教育振興費	3,073,761
独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	81,821
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	6,452,520
独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	31,573
科学技術・学術政策推進費	2,787,686
研究振興費	305,728
国立大学法人施設整備費	502,773
国立大学法人運営費	85,827,722
独立行政法人日本学術振興会運営費	3,338,880
研究開発推進費	1,578,127
独立行政法人物質・材料研究機構運営費	1,259,507
独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	860,000
電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費工不半一対策特別会計へ繰入	13,328,723
独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	8,569,355
独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	6,952,027
南極地域観測事業費	1,101,811
独立行政法人海洋研究開発機構運営費	6,748,970
独立行政法人理化学研究所運営費	4,950,286

	又ポーツ振興費	614,680
	独立行政法人日本又ポーツ振興センター運営費	143,867
	文化振興費	749,000
	国際交流・協力推進費	3,818,507
	独立行政法人日本学生支援機構運営費	2,709,358
	計	485,206,782
文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	372,000
	科学技術政策研究所	109,454
	日本学士院	74,908
	計	556,362
文化庁	文化庁共通費	297,717
	文化振興費	31,317
	日本芸術院	10,610
	独立行政法人国立美術館運営費	463,132
	独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	1,190,394
	文化財保存事業費	121,575
	独立行政法人国立文化財機構運営費	1,158,206
	国際文化交流推進費	8,577
	文化振興基盤整備費	26,580
	計	3,308,108
文部科学省	文部科学省管合計	489,071,252
厚生労働省	厚生労働省共通費	10,680,616
	医療提供体制確保対策費	19,965
	医療従事者等確保対策費	92,245

医療従事者資質向上対策費	12,615
医療情報化等推進費	68,717
医療安全確保推進費	8,260
感染症対策費	639,249
特定疾患等対策費	3,853,765
ハジメの病資料館施設費	22
移植医療推進費	4,957
原爆被爆者等援護対策費	23,849,905
医薬品承認審査等推進費	64,757
医薬品安全対策等推進費	126,826
医薬品適正使用推進費	1,642
医薬品等研究開発推進費	34,080
医療保険給付諸費	1,901,054,275
健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	1,037,486
地域保健対策費	4,612
健康増進対策費	54,265
健康危機管理推進費	5,700
食品等安全確保対策費	164,559
水道安全対策費	16,781
水道施設整備費	7,509,719
麻薬・覚せい剤等対策費	32,331
化学物質安全対策費	58,076
生活衛生対策費	4,431
労働条件確保・改善対策費	19,075
中小企業最低賃金引上げ支援対策費	341,431

職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	669
高齢者等雇用安定・促進費	298,705
失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	20,840,228
就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	2,165,445
職業能力開発強化費	3,110
若年者等職業能力開発支援費	22,690
障害者等職業能力開発支援費	415,820
男女均等雇用対策費	14,052
保育所運営費	70,781,007
子どものための金銭の給付年金特別会計へ繰入	450,476,346
児童虐待等防止対策費	15,447,774
母子保健衛生対策費	1,363,700
母子家庭等対策費	59,160,033
子ども・子育て支援対策費	970
生活保護費	480,943,882
地域福祉推進費	36,174
災害救助等諸費	47,600
遺族及留守家族等援護費	5,441,520
戦没者慰霊事業費	192,075
中国残留邦人等支援事業費	181,239
恩給進達等実施費	45,819
障害保健福祉費	164,265,848
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	124,718

	特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	1,226,086
	公的年金制度運営諸費	35,853
	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	1,839,232,716
	企業年金等健全育成費	3,438
	高齢者日常生活支援等推進費	10,228
	介護保険制度運営推進費	330,903,610
	業務取扱費年金特別会計へ繰入	21,516,075
	国際機関活動推進費	141,099
	国際協力費	59,870
	厚生労働科学研究費	7,463
	独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	92,239
	水道施設整備事業調査諸費	281
	水道施設災害復旧事業費	101,000
	計	5,415,359,744
検疫所	検疫所共通費	868,756
	検疫業務等実施費	94,835
	輸入食品検査業務実施費	233,872
	計	1,197,463
国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	2,221,416
	国立ハンセン病療養所施設費	44,793
	国立ハンセン病療養所運営費	1,427,027
	計	3,693,236
厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	953,310

官 報 (号 外)

	血清等製造及檢定費 厚生労働本省試験研究所試験 研究費	71,132
	計	418,455
国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費 国立児童自立支援施設運営費 国立更生援護所運営費 防災対策推進東日本大震災復興特別会計へ繰入	1,442,897 743,655 21,551 249,203 7,980
	計	1,022,389
地方厚生局	地方厚生局共通費 保険医療機関等指導監督等実 施費 麻薬・覚せい剤等対策費 医療観察等実施費	1,842,209 176,889 71,829 14,655
	計	2,105,582
都道府県労働局	都道府県労働局共通費 労働条件確保・改善対策費 個別労働紛争対策費 職業紹介事業等実施費 高齢者等雇用安定・促進費 男女均等雇用対策費	10,872,262 119,436 10,733 11,039 1,639,398 14,165
	計	12,667,033
中央労働委員会	中央労働委員会共通費 労使関係等安定形成促進費	158,471 49,028
	計	207,499
厚生労働省	厚生労働省所管合計	5,437,695,843

農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農 林 水 産 本 省 共 通 費
		10,133,153
	農 林 水 産 本 省 施 設 費	2,004
	食の安全・消費者の信頼確保 対策費	713,704
	独立行政法人農林水産消費安 全技術センター運営費	498,276
	国産農畜産物・食農連携強化 対策費	257,979
	独立行政法人農畜産業振興機 構運営費	286,578
	独立行政法人農業・食品産業 技術総合研究機構運営費	150,365
	独立行政法人家畜改良セン ター運営費	242,138
	食料安全保障確立対策費	9,138,821
	農 業 経 営 対 策 費	34,897,976
	独立行政法人農業者年金基金 運営費	215,359
	共済掛金国庫負担金等農業共 済再保険特別会計へ繰入	2,307,979
	優良農地確保・有効利用対策 費	106,988
	農業生産基盤保全管理等推進 費	384,419
	農業生産基盤保全管理・整備 事業費	32,238,773
	環境保全型農業生産対策費	16,167
	農山漁村6次産業化対策費	37,006
	独立行政法人種苗管理セン ター運営費	321,215
	都市農村交流等対策費	6,460
	農村地域資源等保全推進費	7,717,853
	海 岸 事 業 費	873,486

	農地等保全事業費	6,448,730
	農山漁村地域整備事業費	26,304,000
	農林水産政策研究所	108,768
	農林水産業地球環境対策費	3,810
	農林水産統計調査費	464,478
	受託工事等実施費	1,578,250
	海岸事業調査諸費	154
	農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	160,290
	農業施設災害復旧事業費	1,917,655
	農業施設災害関連事業費	39,949
	計	137,572,783
農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	2,051,516
農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	334,932
	農林水産業研究開発費	999,616
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	4,415,314
	独立行政法人農業生物資源研究所運営費	693,117
	独立行政法人農業環境技術研究所運営費	177,925
	独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	287,160
	計	6,908,064
地方農政局	地方農政局	8,985,121
	海岸事業工事諸費	43,360
	農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	2,450,207
	農業施設災害復旧事業等工事諸費	221
	計	11,478,909

北海道農政事務所 林 野 庁	北海道農政事務所 林 野 庁 共 通 費 森林整備・保全費 国有林野産物等売却及管理処 分業務費 治 山 事 業 費 森 林 整 備 事 業 費 林 業 振 興 対 策 費 林産物供給等振興対策費 独立行政法人森林総合研究所 運営費 治 山 事 業 工 事 諸 費 森林整備事業工事諸費 山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 山林施設災害復旧事業等工 事諸費 計 水 産 庁 共 通 費 食料安全保障確立対策費 水産資源回復対策費 船 舶 建 造 費 漁業経営安定対策費 保険料国庫負担金等漁船再保 険及び漁業共済保険特別会計 〈繰入 独立行政法人水産大学校運営 費 漁 村 振 興 対 策 費	559,498 3,965,641 527,151 2,607,590 14,740,559 31,921,523 7,952 2,094 994,692 769,441 1,348,477 1,042,435 616,646 7,919 58,552,120 909,727 1,549 2,310,772 505,704 4,576 799,430 142,284 8,713
-------------------	--	--

経済産業省	農林水産省	経済産業省	所管合計
		海岸事業費	199,496
		水産基盤整備費	7,084,193
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	1,711,506
		海岸事業調査諸費	504
		水産基盤整備事業工事諸費	7,807
		漁港施設災害復旧事業費	246,812
		漁港施設災害関連事業費	1,000
		計	13,934,073
	農林水産省	所管合計	231,056,963
	経済産業省	経済産業本省共通費	5,343,218
		技術革新促進・環境整備費	302,716
		登録免許税納付確認等事務費 特許特別会計へ繰入	1,142
		工業標準・知的基盤整備費	23,096
		新事業創出促進対策費	13,347
		情報技術活用促進費	601,070
		経済産業統計調査費	359,949
		ものづくり産業振興費	153,410
		地域経済活性化対策費	25,247
		工業用水道事業費	323,000
		通商政策推進費	238,695
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	3,184,796
		貿易投資促進費	17,269
		経済協力費	162,087
		貿易管理費	28,785
		温暖化対策費	11,948

資源循環推進費	6,557
環境経営・競争力強化費	22,116
情報セキュリティ対策推進費	61,779
独立行政法人情報処理推進機構運営費	448,652
まちづくり推進費	1,674
化学物質管理推進費	14,640
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	2,158,738
消費者行政推進費	963
産業保安費	91,213
計	13,596,107
経済産業局 共通費	1,703,817
経済産業統計調査費	15,453
計	1,719,270
産業保安監督官署 共通費	329,933
産業保安費	10,453
計	340,386
資源エネルギー庁 共通費	458,557
鉱物資源安定供給確保費	203,444
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	469,275
計	1,131,276
中小企業庁 共通費	266,937
経営革新・創業促進費	1,221,186
中小企業事業環境整備費	170,144
経営安定・取引適正化費	63,590
計	1,721,857
経済産業省 所管合計	18,508,896

官 報 (号 外)

国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費
	国土交通本省共通費	18,934,162
	住宅対策推進費	3,392,000
	住宅市場整備推進費	423,032
	海洋環境対策費	2,918
	水資源対策費	6,599
	国営公園等事業費	6,156,019
	下水道事業費	237,007
	地球温暖化防止等対策費	850,488
	災害情報整備推進費	32
	住宅防災事業費	42,378,000
	都市公園防災事業費	284,000
	下水道防災事業費	128,000
	水害・土砂災害対策費	26,965
	治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	152,540,872
	北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	29,113,525
	離島治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	527,000
	海岸事業費	6,966,659
	公共交通等安全対策費	72,762
	独立行政法人航空大学校運営費	281,157
	鉄道安全対策事業費	343,000
	総合的物流体系整備推進費	173,292
	港湾事業費	3,315,000
	港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	37,066,849

北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	5,579,339
離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,432,000
整備新幹線建設推進高度化等事業費	107,200
整備新幹線整備事業費	21,180,000
空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,430,411
北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	139,559
離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	23,000
航空機燃料税財源空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	182,589
航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	18,000
航空機燃料税財源離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,000
都市再生・地域再生整備事業費	5,121,997
鉄道網整備事業費	6,654,000
地域公共交通維持・活性化推進費	106
道路交通円滑化推進費	6,300
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	297,691,000
北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	68,127,287
社会資本整備・管理効率化推進費	62,792

官 報 (号 外)

不動産市場整備等推進費	689,084
建設市場整備推進費	48,087
国土交通統計調査費	48,775
国土調査費	1,685,996
自動車運送業市場環境整備推進費	447
海事産業市場整備等推進費	7,494
独立行政法人航海訓練所運営費	794,445
独立行政法人海技教育機構運営費	287,088
国土形成推進費	14,770
社会資本総合整備事業費	545,376,000
地理空間情報整備・活用推進費	174,848
離島振興費	274,272
離島振興事業費	18,356,000
北海道総合開発推進費	18,700
北海道開発事業費	73,982,395
技術研究開発推進費	5,099
独立行政法人土木研究所運営費	1,066,156
独立行政法人建築研究所運営費	215,805
独立行政法人交通安全環境研究所運営費	86,054
独立行政法人海上技術安全研究所運営費	296,490
独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	137,210

	情報化推進費	310,700
	国際協力費	75,357
	官庁施設保全等推進費	11,934
	官庁営繕費	1,945,623
	水資源開発事業調査諸費	244
	急傾斜地崩壊対策等事業調査諸費	1,848
	海岸事業調査諸費	3,501
	都市開発事業調査諸費	4,003
	住宅建設事業調査諸費	15,000
	国営公園等事業調査諸費	4,894
	下水道事業調査諸費	13,993
	北海道農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費	2,288
	河川等災害復旧事業費	7,644,794
	住宅施設災害復旧事業費	14,000
	河川等災害関連事業費	4,503,454
	河川管理費社会资本整備事業特別会計へ繰入	136,935
	計	1,370,230,701
国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	364,497
	技術研究開発推進費	73,672
	計	438,169
国土地理院	国土地理院共通費	640,830
	災害情報整備推進費	76,123
	地理空間情報整備・活用等推進費	348,847

	技術研究開發推進費	11,790
	計	1,077,590
海難審判所	海難審判所共通費	106,314
	海難審判費	4,564
	計	110,878
地方整備局	地方整備局共通費	3,848,853
	地方整備推進費	128,088
	国営公園事業工事諸費	254,087
	道路災害復旧事業工事諸費	2,135
	計	4,233,163
北海道開発局	北海道開発局共通費	1,018,173
	北海道開発局施設費	21,992
	北海道開発行政推進費	32,656
	北海道治水海岸事業工事諸費	1,283,505
	北海道道路整備事業工事諸費	2,530,011
	北海道港湾空港整備事業工事諸費	532,102
	北海道都市環境整備事業工事諸費	211,921
	北海道国営公園事業工事諸費	10,867
	北海道農業生産基盤/保全管理・整備事業等工事諸費	1,297,201
	北海道災害復旧事業等工事諸費	1,794
	計	6,940,222
地方運輸局	地方運輸局共通費	2,515,825
	地方運輸行政推進費	104,945
	計	2,620,770

地方航空局	地方航空局共通費	250,123
	地方航空行政推進費	4,878
	計	255,001
觀光庁	觀光庁共通費	125,348
	觀光振興費	126,444
	独立行政法人国際観光振興機構運営費	263,882
	計	515,674
気象庁	気象官署共通費	4,264,630
	観測予報等業務費	1,729,408
	気象研究所	319,152
	計	6,313,190
運輸安全委員会	運輸安全委員公會費	236,983
海上保安官署	海上保安官署共通費	11,478,392
	船舶交通安全及海上治安対策船舶交通安全及海上治安対策費	6,916,795
	船舶建造費	3,521,312
	航路標識整備事業費	1,061,973
	航路標識整備事業工事諸費	74,027
	計	23,052,499
国土交通省	国土交通省共通費	1,416,024,840
環境省	環境本省共通費	1,562,939
	地球温暖化対策推進費	84,107
	地球環境保全費	115,451
	大気・水・土壤環境等保全費	626,977
	廃棄物・リサイクル対策推進費	265,760
	廃棄物処理施設整備費	13,030,000

官 報 (号 外)

	生物多様性保全等推進費	359,068
	環境保全施設整備費	53,491
	自然公園等事業費	2,382,291
	化学物質対策推進費	200,801
	環境保健対策推進費	1,886,962
	環境・経済・社会の統合的向上費	91,050
	環境政策基盤整備費	812,775
	環境調査研修所	149,894
	環境調査研修所施設費	8,600
	独立行政法人国立環境研究所 運営費	1,237,991
	独立行政法人国立環境研究所 施設整備費	15,473
	環境研究総合推進費	595,579
	地球環境保全等試験研究費	12,480
	自然公園等事業工事諸費	75,709
	計	23,567,398
地方環境事務所	地方環境事務所共通費	480,391
	地方環境対策費	246,520
	計	726,911
原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	366,135
	原子力安全確保費	351,502
	放射能調査研究費	137,194
	電源開発促進税財源電源利用 対策及原子力安全規制対策 工ネルギー対策特別会計へ繰 入	2,619,903
	計	3,474,734
環境省	環境省管会計	27,769,043

防 衛 省	防 衛 本 省	防 衛 官 給 与 費	139,497,286
	防 衛 官 給 与 費	162,389,924	
	武 器 車 両 等 整 備 費	120,442,587	
	航 空 機 整 備 費	72,775,109	
	艦 船 整 備 費	13,170,625	
	平成21年度甲型警備艦建造費	5,265,035	
	平成22年度甲型警備艦建造費	20,176,662	
	平成22年度潜水艦建造費	5,942,794	
	平成23年度潜水艦建造費	9,320,878	
	平成24年度甲型警備艦建造費	5,305,342	
	平成24年度潜水艦建造費	4,910,158	
	研 究 開 発 費	4,115,190	
	人 材 確 保 育 成 費	11,110,986	
	施 設 整 備 費	182,288	
	防 災 對 策 推 進 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 公 計 入 線 入	171,298	
	防 衛 施 設 安 定 運 用 関 連 諸 費	17,493,884	
	在 日 米 軍 等 駐 留 関 連 諸 費	17,284,267	
	独 立 行 政 法 人 駐 留 軍 等 勞 働 者 勞 務 管 理 機 構 運 營 費	217,610	
	計	609,771,923	
地 方 防 衛 局 所 管 轄 地 方 防 衛 局		2,210,313	
		611,982,236	
歳 出 總 計		13,180,835,113	

平成二十五年年度一般会計暫定予算に関する報告書
一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、平成二十五年四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであり、その概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

歳入総額二兆四千九百九十二億四千九百万円、歳出総額十三兆千八百八億三千五百百万円であつて、十兆七千六百十五億九千九百万円の歳出超過となつてゐる。

なお、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することとしている。

歳入	
1 租税及び印紙収入	七四五、〇〇〇百万円
2 雑収入等	一二三、八〇〇百万円
3 公債金	一、五五〇、〇〇〇百万円
4 前年度剰余金受入	四四一百万円
歳出	
1 社会保障関係費	五、四三三、二七七百万円
(1) 年金医療介護保険給付費	四、〇七八、七八九百万円
(2) 生活保護費	四八〇、九四四百万円
(3) 社会福祉費	八一七、七八六百万円
(4) 保健衛生対策費	三三、四二五百万円
(5) 雇用労災対策費	二二、三三四百万円
2 文教及び科学振興費	四七〇、二八三百万円
(1) 義務教育費国庫負担金	一九四、九一四百万円
(2) 科学技術振興費	六一、一一九百万円
(3) 教育振興助成費	二一一、五四二百万円
(4) 育英事業費	二、七〇九百万円
3 国債費	一六三、三九二百万円
4 恩給関係費	一三三、三七八百万円
(1) 文官等恩給費	四、九一四百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	一一一、六五一百万円
(3) 恩給支給事務費	一九〇百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	五、六二三百万円
5 地方交付税交付金	三、六〇五、〇八七百万円

6 地方特例交付金

7 防衛関係費

8 公共事業関係費

(1) 治山治水対策事業費

(2) 道路整備事業費

(3) 港湾空港鉄道等整備事業費

(4) 住宅都市環境整備事業費

(5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費

(6) 農林水産基盤整備事業費

(7) 社会資本総合整備事業費

(8) 推進費等

(9) 災害復旧等事業費

9 経済協力費

10 中小企業対策費

11 エネルギー対策費

12 食料安定供給関係費

13 その他の事項経費

14 予備費

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成二十五年年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十五年三月二十八日

衆議院議長 伊吹 文明殿

予算委員長 山本 有二

平成二十五年年度特別会計暫定予算

右

国会に提出する。

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成25年度特別会計暫定予算

(歳入歳出暫定予算)

第1条 次に掲げる各特別会計の平成25年度歳入歳出暫定予算は、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険基金
財務省及び国土交通省所管	外国債整理替投資資金
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
農林水産省所管	食料安定供給
経済産業省所管	森林保険
国土交通省所管	漁船再保険及び漁業共済
国土交通省所管	貿易再保険
国土交通省所管	社会資本整備事業
国土交通省所管	自動車安全
国土交通省所管	東日本大震災復興

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、平成25年4月1日から5月20日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第3条 各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算予定計算書」は、別に添付する。

(国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額)

第4条 国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

(借入金等の限度額)

第5条 エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」第13条第2項及び第94条第4項の規定による借入金及び証券の限度額は、900,000,000千円とする。
(一時借入金等の限度額)

第6条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第2項及び第83条第2項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定 17,667,293,408千円
外国債替投資金	150,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー供給勘定 919,200,000 原子力損害賠償支援勘定 600,000,000
年金	健康勘定 1,480,265,699
食料安定供給	調整勘定 189,900,000

2 外国為替基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第83条第4項の規定による繰替使用を行うときは、同項の規定による繰替金と同条第1項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金との合計額は、前項に規定する限度額の範囲内とする。

(復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲)

第7条 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第4項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
国債整理基金	運用収入	東日本大震災復興運用収入
	雑収入	東日本大震災復興雑収入
東日本大震災復興	雑収入	雑収入

2 前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第9条第3項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は平成23年度の一般会計補正予算(第3号)に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

(利子補給契約の限度額)

第8条 次の表の左欄に掲げる特別会計の中欄に掲げる利子補給契約の金額の限度は、右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	区 分	限 度	額
東日本大震災復興	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第117条第2項の規定により読み替えられた「農業経営基盤強化促進法」附則第10項の規定による金額の限度	平成25年度以降30箇年度間を通ずる利子補給金の総額	31,305千円

(再保険契約の限度額)

第9条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根 拠 規 定	限 度	額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額	5,712,000,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額	
		普通輸出保険	2,997,400,000
		輸出代金保険	2,959,600,000
		為替変動保険	8,400,000
		輸出手形保険	247,800,000
		輸出保証保険	23,800,000
		前払輸入保険	14,000,000
		仲介貿易保険	273,000,000
		海外投資保険	201,600,000
		海外事業資金貸付保険	1,244,600,000

独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額 149,800,000

(財政融資資金の長期運用予定額)

第10条 「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区 分	長期運用予定額
(政 府 関 係 機 関)	
1 株式会社日本政策金融公庫	902,500,000千円
(地 方 公 共 団 体)	
2 地方公共団体	591,700,000

(歳入歳出暫定予算の弾力条項)

第11条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第7条第1項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であつて、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経 費 増 額 事 由	収 入 増 加 事 由
1 地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加
2 国債整理基金	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	20,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債収入の増加

(東日本大震災復興特別会計における予算の移替等)

第12条 東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出暫定予算」における所管及び組織の区分によりできない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2 東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条 東日本大震災復興特別会計において、次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織の右欄の項に係る予算を使用する場合には、その実施にあたる各所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進調整費、原子力災害復興再生支援事業費、内閣共通費、総務省共通費、法務省共通費、文部科学省共通費、厚生労働省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、治安復興政策費、金融機能安定・円滑化復興政策費、消費生活復興政策費、生活基盤行政復興政策費、法務行政復興政策費、教育・科学技術等復興政策費、教育・科学技術等復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人国立高等専門学校機構運営費、東日本大震災復興独立行政法人国立大学法人運営費、東日本大震災復興独立行政法人国立大学法人運営費、東日本大震災復興独立行政法人国立大学法人運営費、東日本大震災復興独立行政法人国立大学法人運営費

復興独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費、社会保障等復興政策費、農林水産業復興政策費、農林水産業復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人水産総合研究センター運営費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、住宅・地域公共交通等復興政策費、住宅・地域公共交通等復興政策費、環境保全復興政策費、東日本大震災復興独立行政法人国立環境研究所運営費、防衛復興政策費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興独立行政法人国立公園等事業工事諸費、東日本大震災復興山林施設災害復旧事業費、東日本大震災復興漁港施設災害復旧事業工事諸費、東日本大震災復興漁港施設災害復旧事業工事諸費
--

甲号 歳入歳出暫定予算

所管	特別会計	歳入		歳出		
		款	項	金額(千円)	金額(千円)	
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配 交付金 交付税及び譲与税配 交付金勘定	他会計より受入 租 税	一般会計より受入	3,667,848,273	地方交付税交付金	3,790,802,816
			特別とん税	59,800,000	地方特例交付金	62,761,000
			地方法人特別税	1,700,000	事務取扱費	33,521
			前年度剰余金受入	58,100,000	国債整理基金特別会計へ繰入	17,681,577,865
合	計	前年度剰余金受入	419,926,729	合	計	21,535,175,202
合	計	前年度剰余金受入	4,147,575,002	合	計	

財務省及び国土交通省	財政投資資金	資金運用収入	雑収入	雑収入	合計	事務取投費	
	財政融資資金勘定	財政融資資金より受入	運用利殖金収入	財政融資資金より受入	1,117,999,941	国債整理基金特別会計へ繰入	1,127,736,808
	投資勘定	雑収入	雑収入	雑収入	442,855		
	特定国有財産整備勘定	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	15,499,473	特定国有財産整備費	15,412,993
	エネルギー対策 エネルギー需給勘定	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	42,203,860	燃料安定供給対策費 エネルギー需給構造高度化対策費	17,205,926
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	15,499,473	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	1,863,685
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	42,203,860	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	6,032,098
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	175,087	国債整理基金特別会計へ繰入	920,923,505
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	42,203,860	国債整理基金特別会計へ繰入	961,403,860
		前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	42,203,860	国債整理基金特別会計へ繰入	961,403,860

電 源 開 発 促 進 勘 定	他 会 計 よ り 受 入	電 源 利 用 対 策 財 源 一 般 会 計 よ り 受 入	電 源 立 地 対 策 費
	雑 収 入	電 源 利 用 対 策 財 源 一 般 会 計 よ り 受 入	52,302
	前 年 度 剩 余 金 受 入	原 子 力 安 全 規 制 対 策 財 源 一 般 会 計 よ り 受 入	1,013,981
	合 計		1,027,642
原 子 力 損 害 賠 償 支 援 勘 定	原 子 力 損 害 賠 償 支 援 資 金 よ り 受 入	1,539	13,456,452
	前 年 度 剩 余 金 受 入	雑 収 入	44,717
	合 計	前 年 度 剩 余 金 受 入	840,000
	原 子 力 損 害 賠 償 支 援 証 券 及 借 入 金 収 入	原 子 力 損 害 賠 償 支 援 資 金 よ り 受 入	777,411
	前 年 度 剩 余 金 受 入	原 子 力 損 害 賠 償 支 援 証 券 及 借 入 金 収 入	1,201,816,240
	合 計		1,201,816,240
厚 生 勞 働 省	合 計	前 年 度 剩 余 金 受 入	1,856,937
勞 働 災 働 勘 定	保 險 収 入	他 勘 定 よ り 受 入	133,693,151
	運 用 収 入	支 払 備 金 受 入	1,624,679
		運 用 収 入	1,034,794
			25,624,685

雑 入	雑 収	雑 入	雑 収	雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
1,203,488	1,203,488	雑 入	雑 収	雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
1,233,455	62,843	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
	105,660	仕事生活調和推進費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
	6,366,248	個別労働紛争対策費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
171,492,452	60,737,576	業務取扱費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
	57,245	合 計		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
	105,659	労使関係安定形成促進費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
	9,506,864	個別労働紛争対策費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
22,160,144	23,005,673	職業紹介事業等実施費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
18,881,679	96,878	地域雇用機会創出等対策費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
235,058,447	3,094,386	高齢者等雇用安定・促進費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
8,555,942	3,094,386	失業等給付費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
352,284	3,279,854	就職支援法事業費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
4,880,657	3,279,854	東日本震災復興就職支援法事業費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
26,915		職業能力開発強化費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
145,885		若年者等職業能力開発支援費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
95,907		障害者職業能力開発支援費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
1,274,669		技能継承・振興推進費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
13,171,396		男女均等雇用対策費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
959,561		業務取扱費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
315,233,254	67,111,816	保険料返還金等徴収勘定<繰入		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
2,197,983	9,308,292	合 計		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
21,658,554	9,308,292	業務取扱費		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収
		保険給付費等財源労災勘定<繰入		雑 入	雑 収	雑 入	雑 収

年	金	金	金	金	金	金
年	基礎年金勘定	一般拠出金収入	34,154	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	37,635,025	
		他勘定より受入	959,561	諸	6,907,364	
		雑収入	120,913			
		前年度剰余金受入	72,885,878			
		合計	83,308,798	基礎年金給付費	3,318,926,781	
		拠出金等収入	3,700,576,541	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	381,649,760	
		雑収入	587,132	諸	620	
		合計	3,701,163,673	国民年金給付費	3,700,577,161	
		国民年金勘定	1,098,534,054	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	168,575,142	
			574,946,647	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	675,756,680	
	370,734,995	諸	10,118,878			
	152,825,426	支出金	6,647,741			
	26,986					
	203,584					
	203,584					
	1,098,737,638	合計	861,098,441			
	3,411,646,692	保険給付費	4,031,479,806			
	1,725,340,440	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	2,670,774,915			

官 報 (号 外)

			一般会計より受入	1,468,213,906	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	14,179,665
			労働保険特別会計より受入	1,624,679	諸支出金	636,051
			基礎年金勘定より受入	180,506,689		
			解散厚生年金基金等徴収金	16,096		
			拠出金収入	8,241,578		
			存続組合等納付金	27,411,167		
			運用収入	292,137		
			積立金より受入	3,302,812,800		
			積立金より受入	3,302,812,800		
			雑収入	2,610,945		
			雑収入	2,610,945		
			合計	6,717,070,437	合計	6,717,070,437
			福祉年金勘定	1,510,570	特別障害給付金給付費	1,226,086
			他会計より受入	1,510,570	福祉年金給付費	284,484
			雑収入	5,034		
			雑収入	5,034		
			合計	1,515,604	合計	1,510,570
			健康勘定	1,325,578,878	保険料等交付金	1,322,038,034
			保険収入	1,324,541,392	業務取扱費等業務勘定へ繰入	2,163,783
			一般会計より受入	1,037,486	諸支出金	339,615
			雑収入	40	国債整理基金特別会計へ繰入	1,480,265,699
			雑収入	40		
			合計	1,325,578,918	合計	2,804,807,131
			拠出金収入	26,800,182	児童育成事業費	5,813
			合計			
			子どものための金銭の給付勘定			

官 報 (号 外)

前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入
農業共済再保険 農業共済再保険 農業共済再保険 農業共済再保険	前年度剰余金受入 前年度剰余金受入 前年度剰余金受入 前年度剰余金受入	119,242 10,315,633 780,058 4,281,215	119,242 10,315,633 780,058 4,281,215	10,315,633 780,058 4,281,215
農業共済再保険 農業共済再保険 農業共済再保険 農業共済再保険	前年度剰余金受入 前年度剰余金受入 前年度剰余金受入 前年度剰余金受入	122,608 321,280 253,001 68,279	122,608 321,280 253,001 68,279	122,608 218,656 102,624
農業共済再保険 農業共済再保険 農業共済再保険 農業共済再保険	前年度剰余金受入 前年度剰余金受入 前年度剰余金受入 前年度剰余金受入	610,401	610,401	610,401

漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入	前年度繰越資金受入	610,401	漁船特殊再保険費	23,558
漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入	前年度繰越資金受入	23,558	給与再保険費	3,135
漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入	前年度繰越資金受入	3,135	漁業共済保険費及交付金	1,240,295
業務勘定	他会計より受入	一般会計より受入	760,105	業務取扱費	39,325
貿易再保険	再保険収入	前年度繰越資金受入	480,190	再保険取扱費	27,882,203
特許	雑収入	一般会計より受入	39,325	再保険取扱費	97,639
合 計	合 計	雑収入	652,615	合 計	27,989,842
他会計より受入	他会計より受入	一般会計より受入	4,074,338	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	1,303,662
雑収入	雑収入	一般会計より受入	2,545,651	事務取扱費	12,652,600
前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	雑収入	1,142	合 計	13,956,262
合 計	合 計	前年度剰余金受入	11,350,588		
			58,881		
			58,881		
			11,350,588		
			13,956,262		

国土交通省	社会資本整備事業	治	水	勘	定	他会計より受入	一般会計より受入	東日本大震災復興特別会計より受入	受託工事納付金収入	雑収入	前年度剰余金受入	他会計より受入	道	路	整	備	勘	定		
						186,073,376	183,485,910	2,587,466	3,042,741	407,000	13,400,000	431,006,933	都市水環境整備事業費							3,788,472
												202,923,117	北海道都市水環境整備事業費							211,601
													河川整備事業費							117,883,189
													東日本大震災復興河川整備事業費							1,568,825
													北海道河川整備事業費							24,999,381
													離島河川整備事業費							129,000
													沖繩河川整備事業費							678,158
													砂防事業費							21,678,382
													東日本大震災復興砂防事業費							579,000
													北海道砂防事業費							1,293,214
													離島砂防事業費							398,000
													多目的ダム建設事業費							10,546,611
													北海道多目的ダム建設事業費							2,524,492
													沖繩多目的ダム建設事業費							487,167
													総合流域防災事業費							577,178
													北海道総合流域防災事業費							71,071
													業務取扱費業務勘定へ繰入							12,154,455
													東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入							439,641
													受託工事費							2,915,280
													合計							202,923,117
													道路環境改善事業費							35,821,000

	港 湾 勘 定	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 よ り 受 入
北海道路環境改善事業費			375,653,933	55,353,000		726,000
沖繩道路環境改善事業費						1,067,000
道路交通安全対策事業費			666,000	666,000		69,154,000
東日本大震災復興道路交通安全対策事業費						484,000
北海道道路交通安全対策事業費			4,438,000			18,907,000
沖繩道路交通安全対策事業費			4,438,000			1,202,000
地域連携道路事業費			18,942,000			146,184,143
東日本大震災復興地域連携道路事業費				18,942,000		54,337,000
北海道地域連携道路事業費			3,200,000			46,475,000
沖繩地域連携道路事業費						2,685,000
道路交通円滑化事業費			17,722,000			56,478,000
北海道道路交通円滑化事業費			17,722,000			1,995,000
沖繩道路交通円滑化事業費						4,881,000
業務取扱費業務勘定へ繰入						12,127,790
東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入						532,000
附帯工事費						4,289,000
受託工事費						18,630,000
合 計			475,974,933			475,974,933
港湾環境整備事業費			54,378,472			1,711,000
東日本大震災復興港湾環境整備事業費			48,209,286			24,000
北海道港湾環境整備事業費			6,169,186			10,360

受託工事納付金収入	受託工事納付金収入	321,363	321,363	港湾事業費	35,045,972
雑収入	雑収入	139,572	139,572	東日本大震災復興港湾事業費	6,094,073
前年度剰余金受入	雑収入	1,919,483	1,919,483	北海道港湾事業費	5,568,979
	前年度剰余金受入		1,919,483	離島港湾事業費	1,417,104
				沖繩港湾事業費	4,131,098
				工ネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	74,167
				業務取扱費業務勘定へ繰入	2,318,569
				東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入	51,113
合計	受託工事費	56,758,890	56,758,890	受託工事費	312,455
空港使用料収入	合計	16,328,448	16,328,448	空港等維持運営費	16,260,048
他会計より受入	空港使用料収入	3,570,191	16,328,448	空港整備事業費	11,864,981
雑収入	一般会計より受入	7,491,967	3,570,191	北海道空港整備事業費	1,646,366
前年度剰余金受入	雑収入	7,491,967	7,491,967	離島空港整備事業費	162,331
	前年度剰余金受入	10,422,982	7,491,967	沖繩空港整備事業費	1,172,556
			10,422,982	航空路整備事業費	6,369,275
				業務取扱費業務勘定へ繰入	338,031
合計	前年度剰余金受入	37,813,588	10,422,982	合計	37,813,588
業務勘定	他会計より受入	27,961,599	27,961,599	業務取扱費	28,852,591
雑収入	他勘定より受入	522,614	27,961,599		
前年度剰余金受入	雑収入	368,378	522,614		
			368,378		

自動車安全 保障助定	合 計	前年度剰余金受入	合 計	合 計
保障事業収入	28,852,591	368,378	合 計	28,852,591
積立金より受入	189,591	189,591	保 障 費	462,402
雑 収 入	227,599	227,599	業務取扱費自動車検査登 録助定へ繰入	150,302
前年度剰余金受入	69,588	69,588	再 保 険 及 保 険 費	211,875
合 計	337,801	337,801		
自動車検査登録助定	824,579	824,579	合 計	824,579
検査登録手数料収入	4,412,449	4,412,449	独立行政法人交通安全環 境研究所運営費	99,944
他 勘 定 よ り 受 入	4,342,120	4,342,120	業 務 取 扱 費	3,919,860
雑 収 入	70,329	70,329		
合 計	178,761	178,761		
自動車事故対策助定	29,645	29,645	合 計	4,019,804
積立金より受入	4,620,855	4,620,855	独立行政法人自動車事故 対策機構運営費	991,052
雑 収 入	1,014,745	1,014,745	業務取扱費自動車検査登 録助定へ繰入	28,459
合 計	1,019,511	1,019,511	合 計	1,019,511

所 管	特 別 会 計	歳 入		歳 出	
		款	項	金 額(千円)	金 額(千円)
国会、裁判所、閣内閣府、復興庁、総務省、学務省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省	東日本大震災復興	租	復興特別所得税	20,300,000	15,487
		他会計より受入	一般会計より受入	20,300,000	15,487
		雑収入	雑収入	479,862,466	409,778,728
				1,857	409,778,728
				1,857	464,814
					1,400,000
					3,002,888
					4,239
					4,160
					63,140
					22,571
					26,666
					23,468
					581,567
					650,066
					204,641
					64,672
					2,681
					1,344
					265,855
					1,788,684
					1,005,832

東日本大震災復興高等専門学校機構運営費	25,499
東日本大震災復興国立大学法人運営費	504,797
東日本大震災復興国立大学法人機構運営費	42,348
社会保障等復興政策費	7,520,503
農林水産業復興政策費	2,079,527
農林水産業復興事業費	34,762
東日本大震災復興独立行政法人運営費	26,575
経済・産業及エネルギー復興政策費	1,874,150
経済・産業及エネルギー復興事業費	4,923,836
住宅・地域公共復興政策費	1,033,704
住宅・地域公共復興事業費	214,354
環境保全復興政策費	52,690,757
東日本大震災復興独立行政法人運営費	29,626
防衛復興政策費	731,124
東日本大震災復興事業費	43,092,126
就職支援法事業費・労働保険特別会計・練	96,878
東日本大震災復興自然公園等事業費	7,809

官 報 (号 外)

東日本大震災災害復 旧等事業費	219,072,615			
東日本大震災復興山 林施設災害復旧事業 等工事費	5,183			
東日本大震災復興漁 業施設災害復旧事業 等工事諸費	615			
農業生産費特別會計 管理・整備特別會計 安定供給 繰入	2,085,000			
治水整備事業特別會計 繰入	2,587,466			
道路整備事業特別會計 繰入	55,353,000			
港湾整備事業特別會計 繰入	6,169,186			
財務省	90,190,830			
財務省	90,190,830			
復興債費	6,190,830			
復興加速化・福島再 生予備費	84,000,000			
厚生労働省	7,980			
国立更生援護機関 国立更生援護機関施 設費	7,980			
防衛省	171,298			
防衛本省	171,298			
武器車両等整備費	104,368			
航空機整備費	66,930			
合計	500,164,323			
合計	500,164,323			

平成二十五年特別会計暫定予算に関する報告書

一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十七特別会計に関するもので、一般会計に準じて、平成二十五年四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

会 計 名	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	四、一四七、五七五	二二、五三五、一七五
交付税及び譲与税配付金勘定	一〇、三四八	三一
交通安全対策特別交付金勘定	五三、七九七、〇〇〇	五三、七九七、〇〇〇
国債整理基金特別会計	一、一九四、〇七二	一、一四六、八一六
財政投融资特別会計	一三	一三
財政融資資金勘定	一五、四九九	一五、四九九
投資勘定	四二、二〇四	九六一、四〇四
特定固有財産整備勘定	一七、二二三	一七、二二三
エネルギー対策特別会計	九〇一、八一六	一、二〇一、八一六
エネルギー需給勘定	一七、二二三	一七、二二三
電源開発促進勘定	三、七〇一、一六四	三、七〇〇、五七七
原子力損害賠償支援勘定	一、〇九八、七三八	八六一、〇九八
年金特別会計	六、七二七、〇七〇	六、七二七、〇七〇
基礎年金勘定	一、五一六	一、五一一
国民年金勘定	一、三三五、五七九	二、八〇四、八〇七
厚生年金勘定	四七七、二七七	四七七、二七七
福祉年金勘定	四八、六四一	四八、六四一
健康勘定		
子どものための金銭の給付勘定		
業務勘定		

社会資本整備事業特別会計

治水勘定	二〇二、九二三	二〇二、九二三
道路整備勘定	四七五、九七五	四七五、九七五
港湾勘定	五六、七五九	五六、七五九
空港整備勘定	三七、八一四	三七、八一四
業務勘定	二八、八五三	二八、八五三
東日本大震災復興特別会計	五〇〇、一六四	五〇〇、一六四

以上のほか、地震再保険、外国為替資金、労働保険、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許及び自動車安全の各特別会計についても必要の措置を講じている。

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成二十五年特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十五年三月二十八日

衆議院議長 伊吹 文明殿

予算委員長 山本 有二

平成二十五年政府関係機関暫定予算

右
国会に提出する。

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成25年度政府関係機関暫定予算
予 算 総 則

(収入支出暫定予算)

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成25年度収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。

- 沖 繩 振 興 開 発 金 融 公 庫
- 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫
- 株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行
- 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2 前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、平成25年4月1日から5月20日までの期間に係るものである。

(借入金等の限度額)

第3条 次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号の規定による借入金の限度額、株式会社「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条及び「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第24条の3第2項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限 度	額
沖縄振興開発金融公庫	政府以外の者からの借入金の総額	140,000千円
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務借入金の総額	408,000,000
	社債の額面総額	50,000,000
	農林水産業者向け業務社債の額面総額	10,000,000

中小企業者向け業務	借入金の総額	196,000,000
	社債の額面総額	30,000,000
危機対応円滑化業務	借入金の総額	284,500,000
特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	14,000,000

2 前項に規定する社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(保険契約等の限度額)

第4条 株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根 拠 規 定	限 度	額
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額	3,360,000千円
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第1号、第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	
	農林水産業者向け業務	225,000
	保証金額の総額	7,000,000
	保険価額の総額	4,077,000,000
	補填の額の総額	249,648,000
	保険価額の総額	12,040,000

(流用の制限)

第5条 株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」、「株式会社国際協力銀行法」第24条第1項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない

い経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費
(補 則)

第6条 第1条に掲げる政府関係機関が発行する社債又は債務の保証で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額又は保証金額の総額は、外貨による額面総額又は保証金額の総額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、平成24年11月15日から同年12月14日

までの間における実勢相場を平均した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位(10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)により換算した金額とする。

甲号 収入支出暫定予算

政府関係機関	収		支	
	款	項	金額(千円)	金額(千円)
沖繩振興開発金融公庫	事業	業益金	2,055,004	1,866,460
		業益金	2,055,004	
	雑	業益金	6,633	
		業益金	1,666	
合計	業益金	2,061,637	1,866,460	
株式会社日本政策金融公庫	事業	業益金	23,458,033	15,126,949
		業益金	23,458,033	
	雑	業益金	147,241	
		業益金	1,593	
合計	業益金	23,605,274	15,126,949	

報 (号 外)

農林水産業者向け業務	事業益入金	2,508,923	事業益入金	2,508,923	事業損入金	2,914,978
雑	収入	186,893	雑収入	183,961		
	運用収入	2,932	運用収入	371,249		
合	計	2,695,816	計	28,093,942		167,989,442
中小企業者向け業務	事業益入金	18,283,135	事業損入金	18,283,135		7,979,352
雑	収入	69,779	雑収入	69,779		
合	計	18,352,914	計	18,352,914		7,979,352
信用保険等業務	事業益入金	62	事業損入金	62		773,663
保	険料収入	16,121,629	保	険料収入	16,121,629	
回	収	11,574,728	回	収	11,574,728	
雑	収入	397,523	雑	収入	397,523	
合	計	16,121,629	計	16,121,629		167,215,779
危機対応円滑化業務	事業益入金	823,674	事業損入金	823,674		111,262
補	償料収入	823,674	補	償料収入	823,674	
雑	収入	126,096	雑	収入	126,096	
合	計	28,093,942	計	28,093,942		38,420,472

)

)

官 報 (号 外)

特定事業等促進円滑化業務	株式会社国際協力銀行	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
雑 業 益 金 入 計 入 雑 業 益 金 入 計 入	雑 業 益 金 入 計 入 雑 業 益 金 入 計 入	雑 業 益 金 入 計 入 雑 業 益 金 入 計 入
一般会計より受入 雑 業 益 金 入 一般会計より受入 雑 業 益 金 入	雑 業 益 金 入 計 入 雑 業 益 金 入 計 入	雑 業 益 金 入 計 入 雑 業 益 金 入 計 入
26,711 99,331 54 158,088 13,403 13,347 25 31	171,491 16,310,475 16,310,475 15,150,098 536,676 14,613,422 19,993,093 19,993,093 248,819 1,658 247,161	20,241,912 31,460,573 19,993,093 19,993,093 248,819 1,658 247,161
雑 業 損 金 計 雑 業 損 金 計	雑 業 損 金 計 雑 業 損 金 計	雑 業 損 金 計 雑 業 損 金 計
38,531,734 171,435	171,435 27,165,958	27,165,958 11,751,883
11,751,883	11,751,883	11,751,883

平成二十五年政府関係機関暫定予算に関する報告書

一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、沖縄振興開発金融公庫等四政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、平成二十五年四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

機 関 名	収 入(百万円)	支 出(百万円)
沖繩振興開発金融公庫	二、〇六二	一、八六六
株式会社日本政策金融公庫	二二、六〇五	一五、一二七
国民一般向け業務	二、六九六	二、九一五
農林水産業者向け業務	一八、三三三	七、九七九
中小企業者向け業務	二八、〇九四	一六七、九八九
信用保険等業務	九五〇	三八、五三二
危機対応円滑化業務	一七一	一七一
特定事業等促進円滑化業務	三一、四六一	二七、一六六
株式会社国際協力銀行	二〇、二四二	一一、七五二
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成二十五年政府関係機関予算成立までの間における各機関の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十五年三月二十八日

予算委員長 山本 有二

衆議院議長 伊吹 文明殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十五年三月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

区市町村 投票日	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
投票区 の選 挙人の 数	五百人未 満	五百人未 満	五百人未 満	五百人未 満	五百人未 満	五百人未 満	五百人未 満	五百人未 満
投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
収入(百万円)	一九三、四二二	三二七、〇四八	一八〇、六七二	三二四、二九八	一五九、七七五	三二五、六七二	一九三、四二二	三二七、〇四八
支出(百万円)	一四五、二六二	二五六、六一七	一一一、五〇九	二二〇、五九三	一一〇、一六二	二三一、五二七	一四五、二六二	二五六、六一七
収入(百万円)	二二二、九七二	三四六、五九八	一八七、四七二	三三一、〇九八	一七八、三〇九	三五六、四七七	二二二、九七二	三四六、五九八
支出(百万円)	一一三、九二七	二二三、〇一一	一〇八、四二七	一九七、五二一	一〇八、四二七	一九七、五二一	一一三、九二七	二二三、〇一一

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人 の 数	投票 日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五千人以上	四八、七六六円	二〇六、七七五	一三七、八五〇円	四八、七六六円	一三七、八五〇円	四八、七六六円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円	一三七、八五〇円
五千人以上	五九、七六九	二〇六、七七五	一三七、八五〇円	四八、七六六円	一三七、八五〇円	五九、七六九	一七一、一二四	一三七、八五〇円	一七一、一二四
二千人以上	七三、一四九	二〇六、七七五	一三七、八五〇円	七三、一四九	二〇六、七七五	八四、一五二	八四、一五二	二四〇、〇四九	二四〇、〇四九
三千人以上	七三、一四九	二〇六、七七五	一三七、八五〇円	七三、一四九	二〇六、七七五	九五、一五五	九五、一五五	二七三、三三三	二七三、三三三
五千人以上	七三、一四九	二〇六、七七五	一三七、八五〇円	八四、一五二	二四〇、〇四九	九五、一五五	九五、一五五	二七三、三三三	二七三、三三三
一万人以上	八六、五二九	二四二、四二六	一三七、八五〇円	一一九、五三八	三四二、二四八	一三〇、五四一	一三〇、五四一	三七五、五三二	三七五、五三二
一万人以上	一一九、五三八	三四二、二四八	一三七、八五〇円	一一九、五三八	三四二、二四八	一五二、五四七	一五二、五四七	四四二、〇七〇	四四二、〇七〇
二万人以上	一三〇、五四一	三七五、五三二	一三七、八五〇円	一七四、五五三	五〇八、六一八	一八五、五五六	一八五、五五六	五四一、八九二	五四一、八九二
二万人以上	一五二、五四七	四四二、〇七〇	一三七、八五〇円	一九六、五五九	五七五、一六六	二〇七、五六二	二〇七、五六二	六〇八、四四〇	六〇八、四四〇

官 報 (号 外)

第四条第五項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五 百 人 未 以 上	一 二 七 、 一 二 七 円	一 二 六 、 二 一 一 円	一 〇 一 、 六 二 七 円	一 九 〇 、 七 一 一 円	一 〇 一 、 六 二 七 円	一 〇 一 、 六 二 七 円	一 九 〇 、 七 一 一 円	一 九 〇 、 七 一 一 円	
千 五 百 人 未 以 上	一 三 八 、 四 六 二	二 四 九 、 八 一 七	一 一 四 、 七 〇 九	二 〇 三 、 七 九 三	一 一 三 、 三 六 二	一 一 三 、 三 六 二	二 二 四 、 七 一 七	二 二 四 、 七 一 七	
二 千 人 未 以 上	一 八 六 、 六 三 二	三 三 〇 、 二 四 八	一 七 三 、 八 七 二	三 〇 七 、 四 九 八	一 五 二 、 九 七 五	一 五 二 、 九 七 五	三 〇 八 、 八 七 二	三 〇 八 、 八 七 二	
三 千 人 未 以 上	二 〇 六 、 一 七 二	三 三 九 、 七 九 八	一 八 〇 、 六 七 二	三 一 四 、 二 九 八	一 七 一 、 五 〇 九	一 七 一 、 五 〇 九	三 四 九 、 六 七 七	三 四 九 、 六 七 七	
五 千 人 未 以 上	二 二 六 、 四 五 三	三 六 〇 、 〇 七 九	一 九 九 、 二 〇 六	三 五 五 、 一 〇 三	一 九 一 、 二 三 五	一 九 一 、 二 三 五	三 六 九 、 三 九 三	三 六 九 、 三 九 三	

平成二十五年三月二十八日 衆議院会議録第十三号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

平成二十五年三月二十八日 衆議院會議録第十三号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第四条第六項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の 数	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
一五 万人 未以 満上	二四八、一〇四	二四二、八六三	四〇四、〇〇一	二四二、八六三	四六五、五七三	二三五、七二二	四八〇、六九三		
一一 万五 千人 未以 満上	二九〇、四四一	二八五、二〇〇	五一一、一五一	二八五、二〇〇	五七四、七二三	二七一、九三一	五六一、四五四		
二一 万五 千人 未以 満上	三二八、〇七五	三三一、〇八七	五七三、〇五六	三三一、〇八七	六五五、一五二	三〇七、一三六	六六三、四七二		
二 万人 以 上	三五一、五四五	三四四、五五七	六四一、〇六八	三四四、五五七	七二三、一六四	三三〇、六〇五	七三一、四八三		
五 百人 未 満	四八、七六六円	四八、七六六円	一三七、八五〇円	四八、七六六円	一三七、八五〇円	四八、七六六円	一三七、八五〇円		
千 五 百 人 未 以 満上	五九、七六九	四八、七六六	一七一、一二四	四八、七六六	一三七、八五〇	五九、七六九	一七一、一二四		
二 千 人 未 以 満上	七三、一四九	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五	八四、一五二	二四〇、〇四九		
三 千 人 未 以 満上	七三、一四九	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五	九五、一五五	二七三、三三三		
五 千 人 未 以 満上	七三、一四九	八四、一五二	二〇六、七七五	八四、一五二	二四〇、〇四九	九五、一五五	二七三、三三三		
一 万 人 未 以 満上	八六、五二九	一一九、五三八	二四二、四二六	一一九、五三八	三四二、二四八	一三〇、五四一	三七五、五二二		
一 万 五 千人 未 以 満上	一一九、五三八	一五二、五四七	三四二、二四八	一五二、五四七	四四二、〇七〇	一五二、五四七	四四二、〇七〇		
二 万 人 未 以 満上	一三〇、五四一	一七四、五五三	三七五、五二二	一七四、五五三	五〇八、六一八	一八五、五五六	五四一、八九二		
二 万 人 以 上	一五二、五四七	一九六、五五九	四四二、〇七〇	一九六、五五九	五七五、一六六	二〇七、五六二	六〇八、四四〇		

第四条第七項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	区市町村 投票日	区		市		町		村	
		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
五百人未満	満	一〇、五〇四円	一一、二〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円
千五百人未満	満上	一二、七〇五	一三、五八五	九、六五四	一〇、三五八	一一、〇〇五	一一、〇〇五	一一、〇〇五	一一、八八五
二千一人未満	満上	一五、七五六	一六、八一二	一四、九〇六	一五、九六二	一五、四〇七	一五、四〇七	一五、四〇七	一六、六三九
二千一人以上	満上	一六、六〇六	一七、六六二	一四、九〇六	一五、九六二	一七、六〇八	一七、六〇八	一七、六〇八	一九、〇一六
三千一人未満	満上	一七、四五六	一八、五一二	一七、一〇七	一八、三三九	一八、四五八	一八、四五八	一九、八六六	一九、八六六
五千一人未満	満上	一九、六五七	二〇、八八九	二二、七一一	二五、四七〇	二五、〇六一	二五、〇六一	二六、九九七	二六、九九七
一万五千人未満	満上	二六、二六〇	二八、〇二〇	三〇、三二三	三三、六〇一	三〇、三二三	三〇、三二三	三三、六〇一	三三、六〇一
二万人以上	満上	三〇、一六一	三二、〇九七	三五、五六五	三八、二〇五	三六、九一六	三六、九一六	三九、七三二	三九、七三二
二万人以上	満上	三四、五六三	三六、八五一	三九、九六七	四二、九五九	四一、三二八	四一、三二八	四四、四八六	四四、四八六

第四条第八項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	区市町村 投票日	区		市		町		村	
		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
五百人未満	満	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円
千五百人未満	満上	一一、〇〇五	一一、八八五	八、八〇四	九、五〇八	一一、〇〇五	一一、〇〇五	一一、〇〇五	一一、八八五
二千一人未満	満上	一三、二〇六	一四、二六二	一三、二〇六	一四、二六二	一五、四〇七	一五、四〇七	一五、四〇七	一六、六三九
二千一人以上	満上	一三、二〇六	一四、二六二	一三、二〇六	一四、二六二	一七、六〇八	一七、六〇八	一七、六〇八	一九、〇一六

第四條第九項第二号中「五万三千九百四十一円」を「五万八千九百七十八円」に改め、同項第二号中「五万七千二百三十三円」を「六万九千九百七十一円」に改め、同條第十項第一号中「五万四千六百六十六円」を「六万二千二百十円」に改め、同項第二号中「五万七千七百四十九円」を「六万三千二百三十三円」に改め、同條第十二項中「八百九十三円」を「九百三十五円」に改め、同項ただし書中「千七百八十六円」を「千八百七十円」に、「千五百七十二円」を「千六百四十六円」に、「千五百二十七円」を「千五百九十九円」に、「千二百三十二円」を「千二百九十円」に改め、同條第十三項の表を次のように改める。

投票区 の選挙人の数	選挙		衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	区	市町村	区	市町村	区	市町村
五千人以上	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円	一、六七一円
千五百人以上	一、六七二円	二、〇七二円	一、六七二円	二、〇七二円	一、六七二円	二、〇七二円
千人以上	二、四七二円	二、四七二円	二、四七二円	二、四七二円	二、四七二円	二、四七二円
三千人以上	二、四七二円	三、二七二円	二、四七二円	三、二七二円	二、四七二円	三、二七二円
五千人以上	二、八七二円	三、二七二円	二、八七二円	三、二七二円	二、八七二円	三、二七二円
一万人以上	四、〇七二円	四、四七二円	四、〇七二円	四、四七二円	四、〇七二円	四、四七二円
一万五千人以上	五、二七二円	五、二七二円	五、二七二円	五、二七二円	五、二七二円	五、二七二円
二万人以上	六、〇七二円	六、四七二円	六、〇七二円	六、四七二円	六、〇七二円	六、四七二円
二万人以上	六、八七二円	七、二七二円	六、八七二円	七、二七二円	六、八七二円	七、二七二円

二、八、六一三	三〇、九〇一	三七、四一七	四〇、四〇九	三九、六一八	四二、七八六
二四、二二一	二六、一四七	三三、〇一五	三五、六五五	三五、二二六	三八、〇三二
二二、〇二〇	二三、七七〇	二八、六一三	三〇、九〇一	二八、六一三	三〇、九〇一
一五、四〇七	一六、六三九	二二、〇二〇	二三、七七〇	二四、二二一	二六、一四七
一三、二〇六	一四、二六二	一五、四〇七	一六、六三九	一七、六〇八	一九、〇一六

3 第四条の二に次の一項を加える。
 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。
 第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	二二二、八五九円	二二六、六七五円			
二 千 人 未 満	三二七、九五三	三三二、三五三			
三 千 人 未 満	四二一、二八九	四二七、二七三			
五 千 人 未 満	五一五、七七一	五二三、三三九			
一 万 人 未 満	六一九、四四九	六二八、六〇一			
一 万 五 千 人 未 満	七二三、五九五	七二四、三三一			
二 万 人 未 満	八三八、〇五〇	八五〇、七三二			
二 万 五 千 人 未 満	九八八、八八五	一、〇〇四、〇二一			
三 万 人 未 満	一、〇一六、二八〇	一、一二三、六四八			

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	一六一、九六八円	一六四、七八四円			
二 千 人 未 満	二五三、〇七五	二五七、四七五			
三 千 人 未 満	三四四、一八二	三五〇、一六六			
五 千 人 未 満	四三五、二八九	四四二、八五七			

第五条第三項の表を次のように改める。

一 万 五 千 人 未 満	五二六、三九六	五三五、五四八
一 万 人 未 満	六一七、五〇三	六二八、二三九
一 万 五 千 人 未 満	七二八、八五六	七四一、五二八
二 万 人 未 満	八七〇、五七八	八八五、七一四
三 万 人 未 満	九四一、四三九	九五七、八〇七

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	二二二、三〇七円	二二五、一二三円			
二 千 人 未 満	三三一、一五三	三三五、五五三			
三 千 人 未 満	四三九、二四一	四四五、二二五			
五 千 人 未 満	五三八、四七五	五四六、〇四三			
一 万 人 未 満	六四六、九〇五	六五六、〇五七			
一 万 五 千 人 未 満	七四五、八〇三	七五六、五三九			
二 万 人 未 満	八七六、〇六六	八八八、七三八			
二 万 五 千 人 未 満	一、〇三四、二九三	一、〇四九、四二九			
三 万 人 未 満	一、一五五、三八四	一、一七一、七五二			
千 人 未 満	一七〇、四一六円	一七三、二二二円			

第五条第五項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	開票日	休 日
三 万 人 以 上	一六四、八四一	一、〇四八、九九二
三二 万万 人 未 以 満 上	一一八、三〇七	九三五、九〇九
二一 万万 人 未 以 満 上	一〇九、一九四	七九三、六九八
一 一 万 五 千 人 未 以 満 上	九六、〇九二	六七六、〇一九
一 五 万 千 人 未 以 満 上	九三、〇五三	五八七、四一七
五 三 千 千 人 未 以 満 上	八〇、四八二	四八九、二八三
三 二 千 千 人 未 以 満 上	七七、一〇七	四〇〇、三四五
二 千 千 人 未 以 満 上	六四、八七八	三〇二、五五三
千 人 未 以 満 上	六一、八九一 <small>円</small>	二一四、〇〇三 <small>円</small>
三 万 人 以 上	九九〇、五四三	一、〇〇六、九一一
三二 万万 人 未 以 満 上	九一五、九八六	九三一、一二二
二一 万万 人 未 以 満 上	七六六、八七二	七七九、五四四
一 一 万 五 千 人 未 以 満 上	六四九、七一一	六六〇、四四七
一 五 万 千 人 未 以 満 上	五五三、八五二	五六三、〇〇四
五 三 千 千 人 未 以 満 上	四五七、九九三	四六五、五六一
三 二 千 千 人 未 以 満 上	三六二、一三四	三六八、一一八
二 千 千 人 未 以 満 上	二六六、二七五	二七〇、六七五

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平 日	休 日
一 一 万 五 千 人 未 以 満 上	七二三、五九五	七二四、三三一	
一 五 万 千 人 未 以 満 上	六一九、四四九	六二八、六〇一	
五 三 千 千 人 未 以 満 上	五一五、七七一	五二三、三三九	
三 二 千 千 人 未 以 満 上	四二一、二八九	四二七、二七三	
二 千 千 人 未 以 満 上	三二七、九五三	三二二、三五三	
千 人 未 以 満 上	二二三、八五九 <small>円</small>	二二六、六七五 <small>円</small>	
三 万 人 以 上	八八四、一五一		
三二 万万 人 未 以 満 上	八一七、六〇二		
二一 万万 人 未 以 満 上	六八四、五〇四		
一 一 万 五 千 人 未 以 満 上	五七九、九二七		
一 五 万 千 人 未 以 満 上	四九四、三六四		
五 三 千 千 人 未 以 満 上	四〇八、八〇一		
三 二 千 千 人 未 以 満 上	三三三、二三八		
二 千 千 人 未 以 満 上	二三七、六七五		
千 人 未 以 満 上	一五二、一一二 <small>円</small>		
開票区 の選挙人の数	金 額		

第五条第六項の表を次のように改める。

第五条第八項の表を次のように改める。

二 一 万 五 千 人 未 以 上	二 万 万 人 未 以 上	三 万 人 以 上	八三八、〇五〇	八五〇、七三二
			九八八、八八五	一、〇〇四、〇二一
			一、一〇六、二八〇	一、一二三、六四八

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	三三三、一五三			三三五、五五三	
千 人 未 満	二二二、三〇七			二二五、一二三	
一 万 五 千 人 未 以 上	九四一、四三九			九五七、八〇七	
一 万 五 千 人 未 以 上	八七〇、五七八			八八五、七二四	
一 万 五 千 人 未 以 上	七二八、八五六			七四一、五二八	
一 万 五 千 人 未 以 上	六一七、五〇三			六二八、二三九	
一 万 五 千 人 未 以 上	五二六、三九六			五三五、五四八	
一 万 五 千 人 未 以 上	四三五、二八九			四四二、八五七	
一 万 五 千 人 未 以 上	三四四、一八二			三五〇、一六六	
二 千 一 千 人 未 以 上	二五三、〇七五			二五七、四七五	
千 人 未 満	一六一、九六八			一六四、七八四	

第五条第十項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三 二 万 万 人 未 以 上	二 一 万 五 千 人 未 以 上	一 一 万 五 千 人 未 以 上	一 五 万 千 人 未 以 上	五 三 千 千 人 未 以 上	三 二 千 千 人 未 以 上	二 千 千 人 未 以 上	千 人 未 満	開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日

三 万 人 以 上	三 二 万 万 人 未 以 上	二 一 万 五 千 人 未 以 上	一 一 万 五 千 人 未 以 上	一 五 万 千 人 未 以 上	五 三 千 千 人 未 以 上	三 二 千 千 人 未 以 上	二 千 千 人 未 以 上	千 人 未 満	開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日

平成二十五年三月二十八日 衆議院会議録第十三号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第五條第十一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	開票日	平日	休日
千人未滿	六、八九一	二、四〇三	二、四〇三
千人未滿	六、四七八	三〇二、五五三	三〇二、五五三
三千人未滿	七、一〇七	四〇〇、三四五	四〇〇、三四五
五千人未滿	八〇、四八二	四八九、二八三	四八九、二八三
一万人未滿	九三、〇五三	五八七、四一七	五八七、四一七
一万人未滿	九六、〇九二	六七六、〇一九	六七六、〇一九
二万人未滿	一〇九、一九四	七九三、六九八	七九三、六九八
三万人未滿	一一八、三〇七	九三五、九〇九	九三五、九〇九
三万人以上	一六四、八四一	一、〇四八、九九二	一、〇四八、九九二

第五條第十二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	金額
千人未滿	一五二、一一二
千人未滿	二二七、六七五
三千人未滿	三三三、二三八
五千人未滿	四〇八、八〇一
一万人未滿	四九四、三六四
一万人以上	五七九、九二七

二一 万五千 人未滿	六八四、五〇四
三二 万 人未滿	八一七、六〇二
三 万人 以上	八八四、一五一

第五條第十七項中「こゝを」を「超える」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改める。

第六條第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六六四、〇一七
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇三、二七六
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二七四、六四七

第六條第二項中「四十三万七千五百二十六円」を「四十三万三千六百四十二円」に、「六十二万七千七百二十円」を「六十一万六千二百円」に、「百十三万九千八百八十五円」を「百十二万九千三百円」に改め、同条第三項中「二万六千七百七十五円」を「二万八千三百五円」に改め、同項ただし書中「五万三千五百五十円」を「五万六千七百七十円」に、「四万七千二百二十四円」を「四万九千三百四十二円」に、「四万五千七百八十五円」を「四万七千九百四十円」に、「三万六千九百五十円」を「三万八千六百八十八円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙	都道府 県の世帯数		選挙 金
	都及び大都市の 道府県	その他の 県	
一 三十万 未滿	四〇 八七	四二 九八	一八 三六
二 四十万 未滿	四一 二二	四二 三三	一八 一四
三 五十万 未滿	四一 二二	四二 三三	一七 六七
四 七十五 万以上	四〇 八七	四〇 六一	一七 五七

五 百七十 万 以 上	四〇 二二	四〇 〇四	一七 二〇
六 百 万 以 上	三七 九八	三七 八二	一七 〇〇

第八条の二の表を次のように改める。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一四、七〇〇円	一三、六五〇円	一一、六〇〇円
十 三 以 上	一六、二七五	一五、二二五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

第九条第一項の表を次のように改める。

開 催 の 時	金 額
平日 昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。) 夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	七、九二一円
休日	二四、五二八 二五、八四九

第九条第二項中「一万六千九百九十八円」を「一万六千五百五円」に、「一万八千三百五十九円」を「一万七千八百二十六円」に改め、同条第六項中「三百五十七円」を「三百七十四円」に改め、同項ただし書中「七百十四円」を「七百四十八円」に、「六百二十八円」を「六百五十八円」に、「六十円」を「六百四十円」に、「四百九十三円」を「五百十六円」に改める。
第十三条第一項の表を次のように改める。

区 分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの
衆議院議員選挙	一七、五三五、三六三円	二一、一八五、九三三円	一三、四四七、五五三円	一六、一七二、九四一円
参議院議員選挙	一三、四四七、五五三円	二一、一八五、九三三円	一三、四四七、五五三円	一六、一七二、九四一円

都道府県	都道府県の支庁又は地方事務所							
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	選挙人の数が三百五十万人以上四百五十万人未満のもの	選挙人の数が四百五十万人以上五百五十万人未満のもの	選挙人の数が五百五十万人以上百万人未満のもの
都道府県	二四、六三六、二二五	二七、〇〇二、六六四	三〇、六八九、七八三	三五、八二五、三七五	四三、一四六、〇八六	四七、〇九九、八二九	六九、八三六、五八二	四、九〇四、七六六
支庁又は地方事務所	一八、八一〇、〇七六	二〇、四九五、二七五	二三、三六一、五八九	二七、三六八、六四七	三三、四九八、六三四	三六、五三六、〇〇九	五二、八三九、一一七	三、八五三、五〇五
大 都 市	認定出先機関							
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	選挙人の数が三百五十万人以上四百五十万人未満のもの	選挙人の数が四百五十万人以上五百五十万人未満のもの	選挙人の数が五百五十万人以上百万人未満のもの
大 都 市	一〇、三三四、九五一	二、五九四、六九〇	二、〇四一、〇〇二	八、三一七、五二六	六、二六一、七〇八	七、四七一、五二〇	九、一三九、九五四	一〇、三三四、九五一
支庁又は地方事務所	五、五五五、二六二	六、七九九、一四〇	八、五三五、七〇六	一〇、六七六、二一〇	一三、四四七、五五三	一六、一七二、九四一	一九、九〇二、六六四	二二、六三六、二二五
区	市(大都市を除く。)							
	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	選挙人の数が三十万人以上四十万人未満のもの	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの
区	三、二二八、三八七	四、三三二、五七五	六、五九七、六七四	九、四三四、二二五	一三、四四七、五五三	一七、五三五、三六三	二一、一八五、九三三	二五、八四九
支庁又は地方事務所	二、九五六、六一六	四、〇一四、一二〇	六、一一〇、五六八	八、八〇九、五三四	一三、四四七、五五三	一七、五三五、三六三	二一、一八五、九三三	二五、八四九

第十三条第三項の表を次のように改める。

選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、六九二、九三〇	一、四七六、四七二
選挙人の数が二万人以上のもの	二、〇三七、二九一	一、八〇五、八六八

区	分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	選挙人の数が三十万人以上四十万人未満のもの
都道府県	選挙人の数が百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	一、〇七一、七六六	八〇八、八八〇	一、〇二一、一〇〇	一、〇二一、一〇〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの	一、〇七二、三二〇	九〇九、九九〇	一、〇二一、一〇〇	一、〇二一、一〇〇
	選挙人の数が七十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三五四、八七四	一、〇一一、一〇〇	一、〇二一、一〇〇	一、〇二一、一〇〇
	選挙人の数が百人以上二百五十万人未満のもの	一、三五四、八七四	一、〇一一、一〇〇	一、〇二一、一〇〇	一、〇二一、一〇〇
	選挙人の数が百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	一、三五四、八七四	一、〇一一、一〇〇	一、〇二一、一〇〇	一、〇二一、一〇〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの	一、四七六、二〇六	一、一二二、二二〇	一、一二二、二二〇	一、一二二、二二〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	一、四七六、二〇六	一、一二二、二二〇	一、一二二、二二〇	一、一二二、二二〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	一、四七六、二〇六	一、一二二、二二〇	一、一二二、二二〇	一、一二二、二二〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	二、四二六、六四〇	一、八一九、九八〇	一、八一九、九八〇	一、八一九、九八〇
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	五四五、九九四	四〇四、四四〇	四〇四、四四〇	四〇四、四四〇
	認定出先機関	二六二、八八六	二〇二、二二〇	二〇二、二二〇	二〇二、二二〇
	大都市	一、三八八、〇三二	一、〇四五、七七〇	一、〇四五、七七〇	一、〇四五、七七〇
区	三六一、二六六	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六	
選挙人の数が三万人未満のもの	七六、〇五六	五七、〇四二	五七、〇四二	五七、〇四二	

第十三条第四項中「二百七十万円」を「一万二千二百四十四円」に、「五千三百五十五万円」を「五千六百七十七円」に改め、同項の表を次のように改める。

都道府県、市町村等 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	市		町		村			
		選挙人の数が一万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの
都道府県	二二、四二八	二二八、一六八	三三三、二三八	一三三、〇九八	三五七、二六六	三五七、二六六	三五七、二六六	三五七、二六六	三五七、二六六
市町村等	一一、二二四	一七一、二二六	二四七、一八二	九五、〇七〇	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六
都道府県	一九、七三七	二二八、一六八	三三三、二三八	一三三、〇九八	三五七、二六六	三五七、二六六	三五七、二六六	三五七、二六六	三五七、二六六
市町村等	一九、一七六	一七一、二二六	二四七、一八二	九五、〇七〇	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六
都道府県	一五、四七五	二二八、一六八	三三三、二三八	一三三、〇九八	三五七、二六六	三五七、二六六	三五七、二六六	三五七、二六六	三五七、二六六
市町村等	七、七三八	一七一、二二六	二四七、一八二	九五、〇七〇	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六	二六六、一九六

第十七条第二項中「二、二六六、四六四」を「二、二七四、六四七」に、「一、二七四、二〇七」を「一、二七五、六七六」に、「百十三万九千九百八十五円」を「百十二万九千三百十円」に、「六十九万百十円」を「六十八万三千九百八十円」に改める。

第二十一条中「第四条第十五項」の下に、「第四条の二第三項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項中「第四条第十五項」の下に、「第四条の二第三項」を加える。

理由

最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- 2 最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。
- 4 その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年三月二十二日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 保岡 興治

衆議院議長 伊吹 文明殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十五年三月十五日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、八五七人」を「一、八八九人」に改める。

第二条中「二万二千五百九十九人」を「二万二千二百六十六人」に改める。

附則

この法律は、平成二十五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 判事の員数を三十二人増加すること。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少すること。
- 3 この法律は、平成二十五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少するもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十五年年度裁判所関係予算に、約一億九

千六百二十七万円減額した額が計上されている。
右報告する。

平成二十五年三月二十六日

法務委員長 石田 真敏

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、
下級裁判所の判事補の欠員が増加傾向にあること
を踏まえ、法曹養成制度の在り方に関する検討結
果に基づき適切に対処することに加え、下級裁判
所における適正迅速な裁判を可能とするため、判
事及び判事補の定員の充員に努めること。

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本号二部
三四五円
(本体 三三〇円)